

東 部 球 場 防 球 ・ 防 風 ネ ッ ト ほ か 改 修 工 事

図 面 リ ス ト									
意 匠 図									
A-1	改修特記仕様書（１）	A-21	東部球場水平ネット伏図、断面図						
A-2	改修特記仕様書（２）	A-22	多目的グラウンド配置図、仮設計面図						
A-3	工事概要、配置図、付近見取り図	A-23	多目的グラウンド防風ネット展開図（１）						
A-4	東部球場内野スタンド防球ネット平面図	A-24	多目的グラウンド防風ネット展開図（２）						
A-5	東部球場内野スタンド防球ネット展開図（１）	A-25	東部球場スタンド棟 1 階平面図						
A-6	東部球場内野スタンド防球ネット展開図（２）	A-26	東部球場バックヤード差し掛け撤去図						
A-7	東部球場内野スタンド防球ネット詳細図	A-27	付近見取図・工事概要・仮設計面図【参考図】						
A-8	東部球場内外野・バックスタンド防球ネット配置図								
A-9	東部球場内外野防球ネット立面図、断面図（１）								
A-10	東部球場内外野防球ネット立面図、断面図（２）								
A-11	東部球場内外野防球ネット展開図（１）								
A-12	東部球場内外野防球ネット展開図（２）								
A-13	東部球場内外野防球ネット展開図（３）								
A-14	東部球場バックスタンド防球ネット展開図（１）								
A-15	東部球場バックスタンド防球ネット展開図（２）								
A-16	東部球場バックスタンド防球ネット展開図（３）								
A-17	東部球場内外野・バックスタンド防球ネット標準仕様図								
A-18	東部球場防風ネット配置図、仮設計面図								
A-19	東部球場防風ネット（メインスタンド側、レフトスタンド側展開図）								
A-20	東部球場防風ネット（ライト側展開図）								

2026.07

東部球場防球・防風ネットほか改修工事

特記仕様書

I 工 事 概 要

1. 工事場所

高知市介良丙1000番地1

2. 工事種目

東部球場

1) 防球ネット改修 一式

2) 防風ネット撤去 一式

3) 樹木伐採 一式

4) バックヤード差し掛け撤去 一式

多目的グラウンド

1) 防風ネット撤去 一式

3. 関連工事等

・電気設備工事・機械設備工事・ガス設備工事・昇降機設備工事・植栽工事
・合併処理装置設置工事・外構工事 〇東部球場スコアボード改修工事

4. 概成工期

・完成期限の()日前 (令和 年 月 日)
総合試運転調整 ・実施する ・実施しない

5. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項)

令和 年 月 日からは、全ての室内部分を使用する。

II 建 築 工 事 仕 様

1. 特記仕様

1) 項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。
2) 特記事項は、〇印の付いたものを適用する。〇印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。
〇印と※印の付いた場合は、共に適用する。
3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

2. 適用基準等
図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による
〇公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版)
※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版)
※建築工事標準詳細図 (令和4年版)
・敷地調査共通仕様書 (令和4年版)
〇建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)

3. 「週休2日制工事」の実施について
※対象(〇)選択Ⅰ型 ・選択Ⅱ型)
本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする。
「週休2日制工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制工事」実施要領(営繕工事編)による。
(https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html)
・対象外(理由:)

4. 「猛暑による作業不能日数」の実施について
※対象 ・見込んでいない (理由: ※過去のWBG7値に基づき算定した日数が0日のため)
〇見込んでいる (作業不能日数: ※現場説明書による)
・対象外(理由:)

5. 「中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更」について
※適用する(現場説明書による) ・適用しない

項 目

特 記 事 項

① 一般共通事項

① 工事実績情報システム(コリンズ)への登録(請負金額500万円以上)(受注,変更,完成時)

登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズ(コリンズ)への登録(請負金額500万円以上)利用規約」による。

[1.1.4]

② 情報共有システム

・適用する ※適用しない
機要件(・現場説明書による)

[1.1.5]

③ 遠隔臨場の実施

・適用する ※適用しない
実施内容(・現場説明書による)

[1.1.14]

④ 総合工程表

原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。

5 総合図

工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。

[1.2.3]

⑥ 工事日誌

週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。
また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。

[1.2.4]

⑦ 工事写真

工事写真はⅡ版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙)
撮影方法は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」による。
デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。
なお、実施については、国営建技第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」による。

[1.2.4]

⑧ 下請負者の報告

各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。

9 電気保安技術者

適用する。

[1.3.3]

⑩ 施工条件

施工日及び施工時間 ※1.3.5(1)(7)による。

・施工順序 ・図示
工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所
※ 仮囲内 〇 図示

[1.3.5]

⑪ 交通誘導警備員

その他の施工条件
①資機材の搬出入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。
・登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。
②柱に設置されている配線等は既存のままとし、養生のうえ作業を行うこと。
③A-4、A-18、A-22
④現場着手は令和9年3月20日以降とする。ただし、現地調査は除く。
⑤実質工期:6か月

交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。
配置人員等 ・令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。
・作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。
⑥監督職員と協議し、適宜配置する。

配置人員の資格
・1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。
※交通誘導に關し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。

資格	資 格 要 件	配置人数
1. 2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認めたもの	人
交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	45人

なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。

[1.7.7]

⑫ 工事安全計画書

建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。

13 統括安全衛生管理義務者の指名

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第30条第2項に基づき指名をする。

⑭ 発生材の処理

産業廃棄物の運搬、処分等については、1.3.12により適切に処分するものとし、
事前に監督職員に処理計画書を提出する。
産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。
自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする)
産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。
また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。
廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。
また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出する。
ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。
なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。
・引渡しを要するもの ()
・現場再利用を図るもの ()
①再資源化を図るもの (※コンクリート ※コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※木材 ※アスファルトコンクリート)

特別管理産業廃棄物の施工計画調査
※行う ・行わない

分析調査
※施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。
・行う () ・行わない ()

・PCBを含む機器類	
・変圧器	
・コンデンサ	
・蛍光灯、HID灯器具の安定器	
・その他()	
・PCB含有シーリング材	
・廃油	
・廃酸 廃アルカリ	
・臭化リチウム水溶液	
・電池の溶解液	
・ダイオキシン類	

⑮ 再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(請負金額100万円以上)

再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)により作成し、提出は以下による。
a)コブリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(https://fkplus.jacic.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。
b)建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。
c)建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。
d)受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場掲示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。
e)受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。

⑯ 工事の保険

工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。

⑰ 契約保証

※金銭的保証方式 ・

⑱ 前払金支出割合区分補正

・有 〇無

⑲ 証明書の提出(グリーン購入法)

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。なお、重点調達品目の中で木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用する。

20 石綿含有建材の調査

木材・木材製品等については、県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。
[1.4.2]

21 施工数量調査

事前調査の報告 一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる
事前調査範囲 ※改修範囲
事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)又は、令和5年9月30日までに(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録されたものが行うこと。
貸与資料 ※有 (・既存の設計図書)
分析調査 ※無
※書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。
・行う (調査建材使用部位 調査建材名 検体数)
分析方法 ※定性分析
定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。

調査範囲 ※図示 ・改修建物の外壁、軒天、パラペット
調査方法 ※外部足場を使用した目視及び打診
破損部分の補修方法 ※現状に復旧
外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。
また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)

※適用する(〇:一級、●:二級)
[1.7.2][1.7.3]

工 事 種 別	技 能 検 定 の 作 業 の 種 別
①仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)・
・鉄筋工事	※〇鉄筋組立て作業
・コンクリート工事	・〇コンクリート圧送工事作業・〇型枠工事作業
・鉄骨工事	※●とび作業
・ブロック・ALCパネル工事	・〇コンクリートブロック工事作業 ・(単一)エーエルシーパネル工事作業
・防水工事	・〇アスファルト防水工事作業 ・〇ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・〇アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・〇合成ゴム系シート防水工事作業 ・〇塩化ビニル系シート防水工事作業 ・〇セメント系防水工事作業・〇シーリング防水工事作業 ・〇改良アスファルトシートーーチ工法防水工事作業 ・〇FRP防水工事作業
・石工事	※〇石張り作業
・タイル工事	※〇タイル張り作業
・木工事	※〇大工工事作業
・屋根及びとい工事	・〇かわらぶき ・●スレート工事作業・〇内外装板金作業
・金属工事	・〇鋼製下地工事作業・(単一)金属製バルコニー工事作業
・左官工事	※〇左官作業
・建具工事	・〇ビル用サッシ施工作業 ・〇木製建具製作 ・〇ガラス工事作業
・カーテンウォール工事	※〇金属製カーテンウォール工事作業
①塗装工事	※〇建築塗装作業
・内装工事	・〇プラスチック系床仕上げ工事作業 ・〇壁装作業 ・●カーベット系床仕上げ工事作業 ・〇壁装作業 ・〇ボード仕上げ工事作業
・植栽工事	※〇造園工事作業
・その他	・一級又は(単一)樹脂接着剤注入作業(エポキシ樹脂注入工事) ・〇家具手加工作業

適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。

化学物質の室内濃度の測定
化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。
ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。
測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。

測定方法
※厚生労働省「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。
測定対象化学物質
※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン
※スチレン ※バジクロロベンゼン・
測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定)
測定対象室 ()
なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。
1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。
2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。
3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。
本工事の引き渡し、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。
また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。

内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。

本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。
ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。
県内産資材の優先使用
本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。
注1: 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。
ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたものとする。
注2: 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

②⑤ 技能士及び技能資格者

23 化学物質の室内濃度の測定

24 直接仮設の養生

25 建築材料等

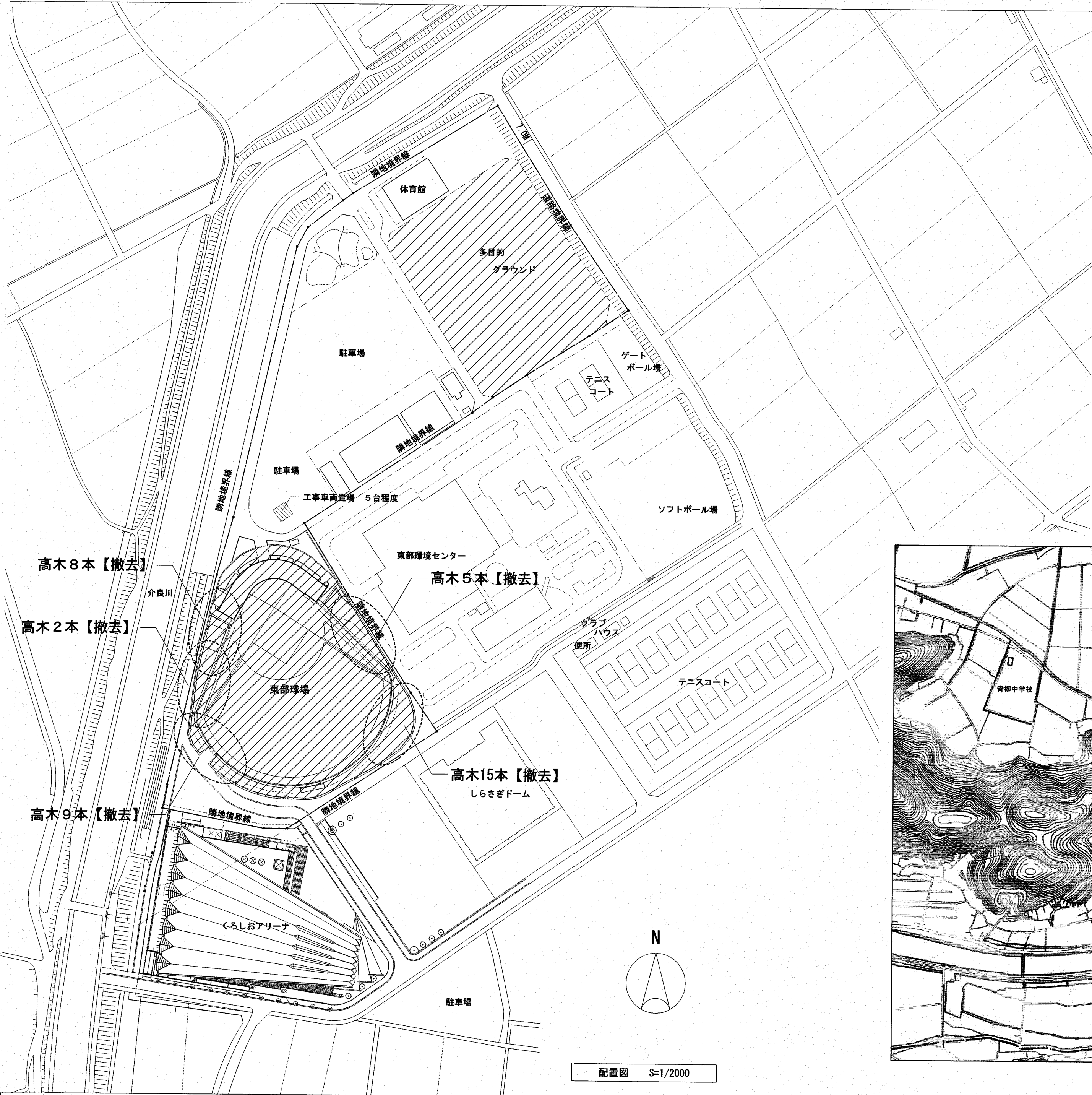
高知市介良乙3729番地24
Architect Laboratory design office Co., Ltd.
Tel:090-9775-5294/Fax:098-881-1676
一級建築士事務所 高知県知事許可 第1278号
管理建築士 一級建築士(大臣)第327025号 辻本 一英

高知市 都市建設部 公共建築課

工 事 名
東部球場防球・防風ネットほか改修工事
図 面 名
改修特記仕様書(1) 2026.07 縮 尺

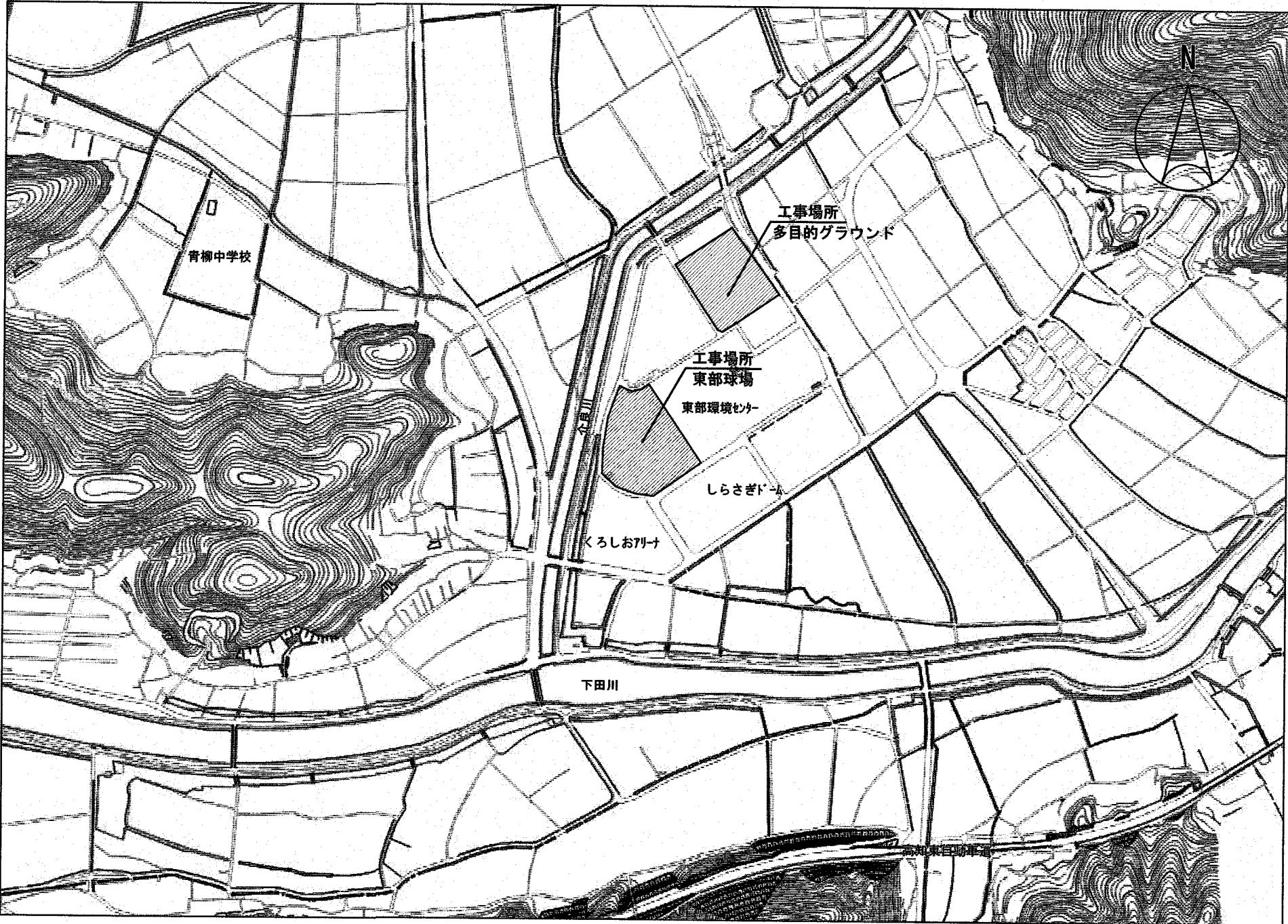
係	係 長	課長補佐	課 長	図面番号
				A-1

[illegible]



工 事 概 要		
東部球場	①	防球ネット改修
	②	高木（補）の伐採 39本 幹径φ600程度、H=15m程度、地上より0.5mにて伐採
	③	防風ネット撤去
	④	差し掛け屋根撤去
多目的グラウンド	①	防風ネット撤去

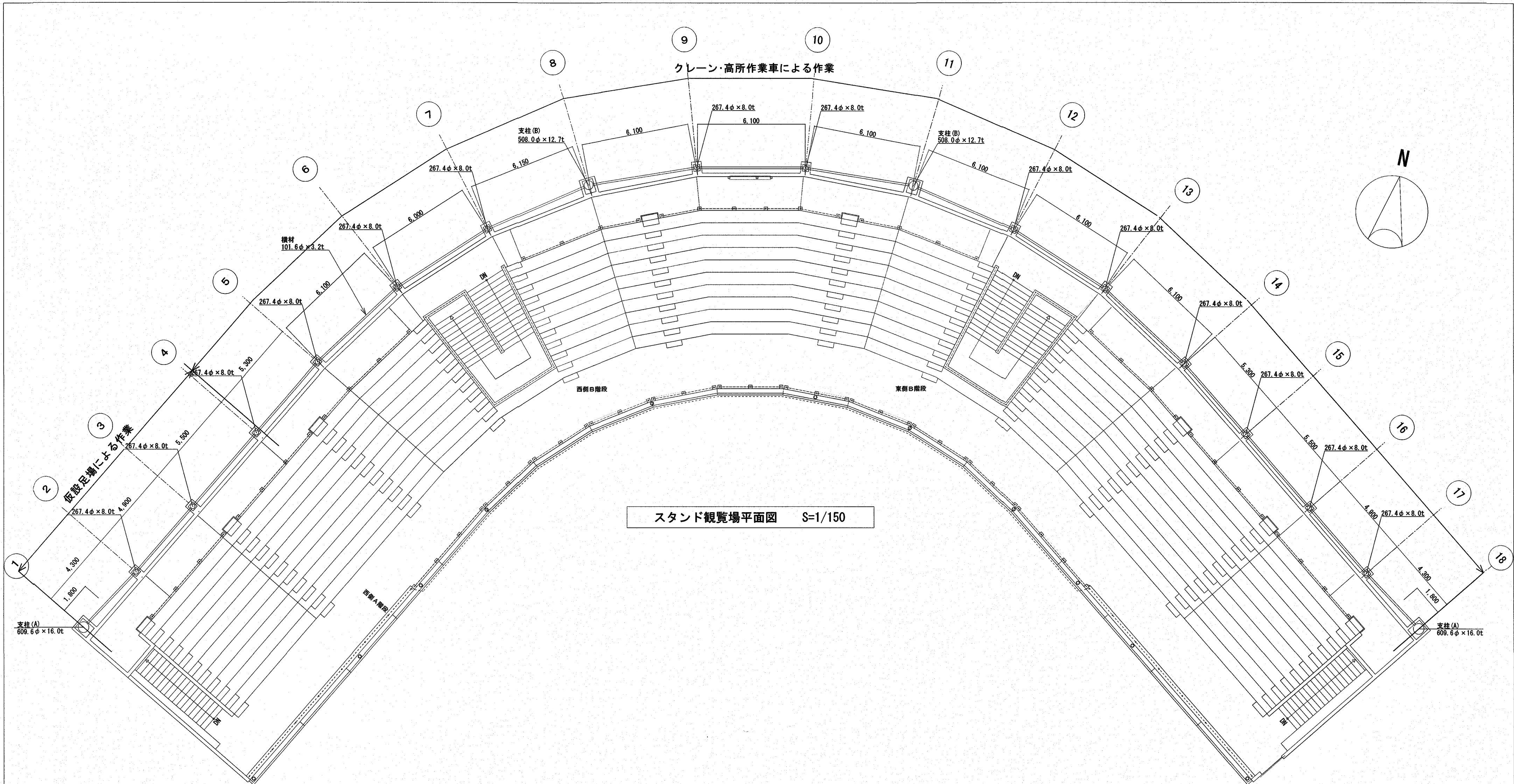
 …工事対象を示す。



高知市介良丙1000番地1

付近見取り図

ARTICLE		係	係長	課長補佐	課長	PROJECT	東部球場防球・防風ネットほか改修工事	DATE		AL建築設計事務所株式会社 Architect Laboratory design office Co., Ltd. 高知市介良乙3729番地24 Tel : 090-9775-5294/Fax:088-881-1676 一級建築士事務所 高知県知事許可 第1278号 管理建築士 一級建築士(大臣)第327025号 社本 一英	DRAW	PAGE NO.
						SUBJECT	工事概要、配置図、付近見取り図	SCALE	1/2000		A — 3	



スタンド観覧場平面図 S=1/150

改修範囲

スタンド工区	No. 1～No. 18	防球ネットH10m
--------	--------------	-----------

改修内容

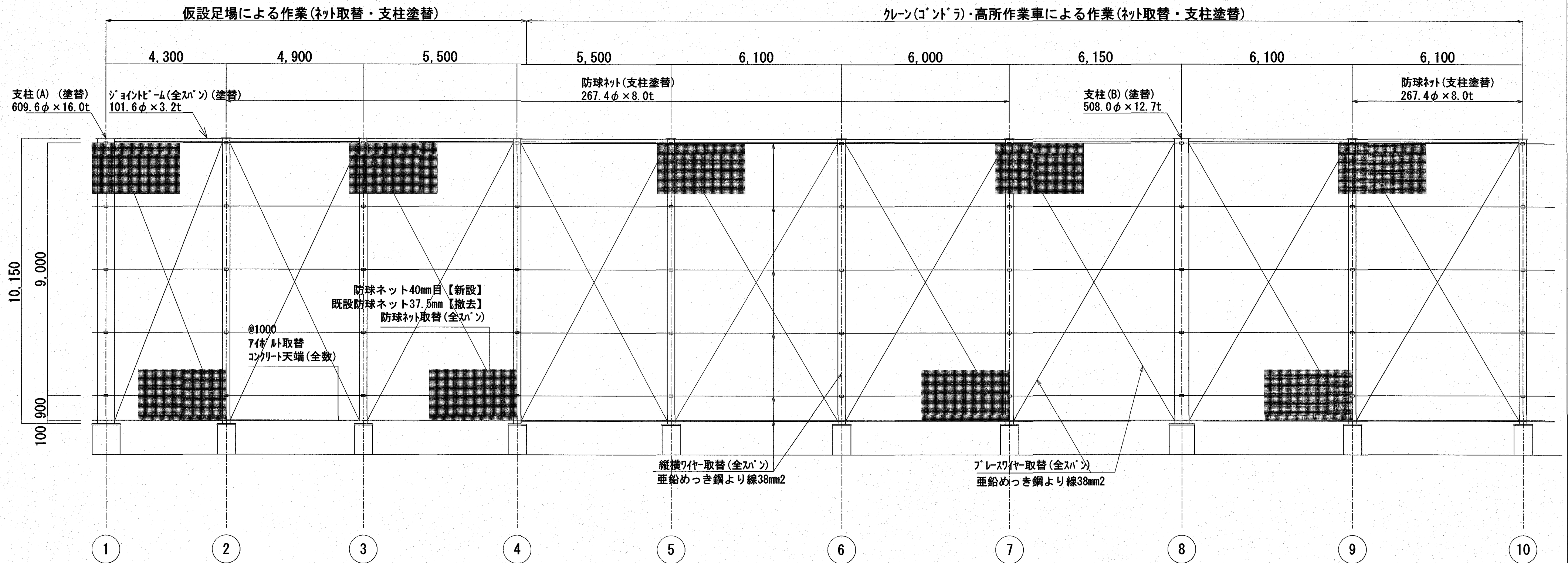
- 1 防球ネット取替
- 2 防球ネット鉄骨支柱塗替(全支柱) DP塗り【新設】
- 3 防球ネット鉄骨補強材塗替(全スパン) DP塗り【新設】

※工事でグラウンドを使用する際は芝生養生のため、鉄板敷きt=22とすること。

芝生の劣化を防止するため、施工完了後は直ちに鉄板養生を撤去すること。

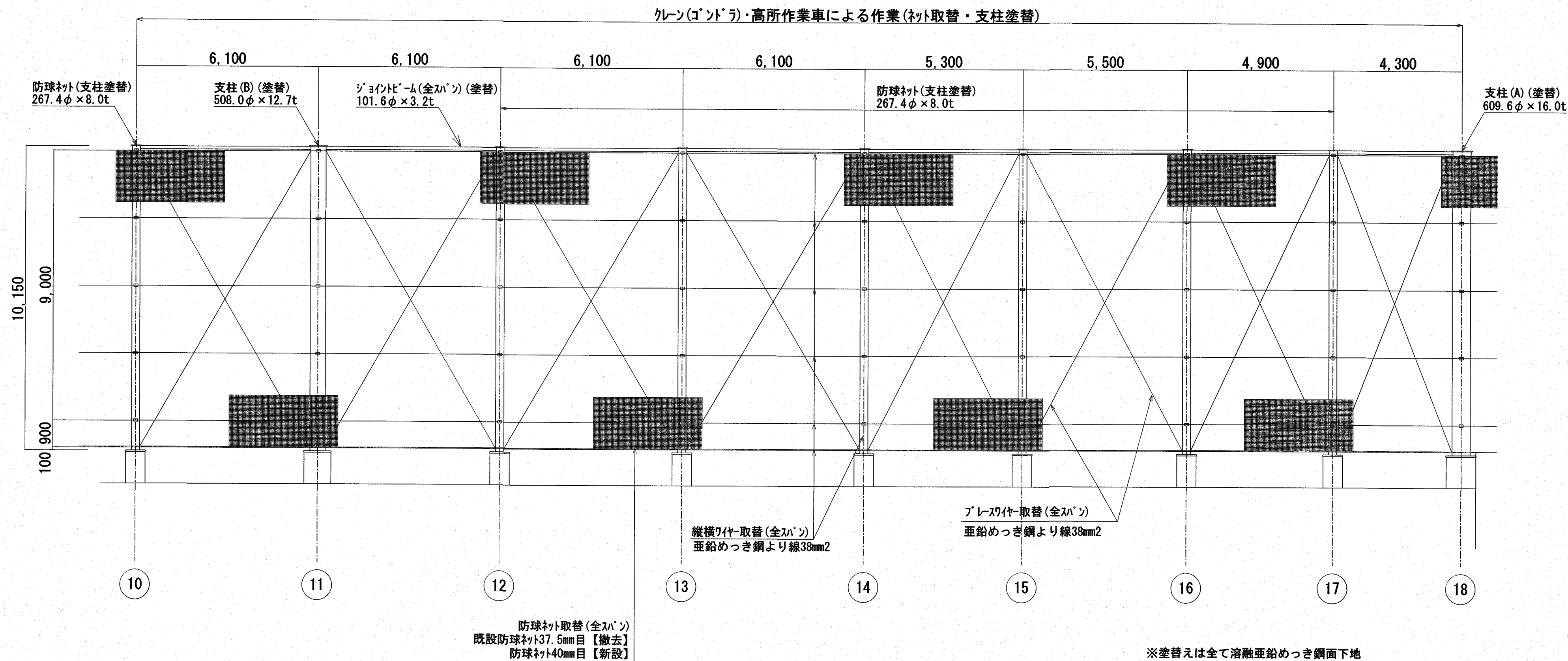
※塗替えは全て溶融亜鉛めっき鋼面下地

スタンド 防球ネット展開図 S=1/100

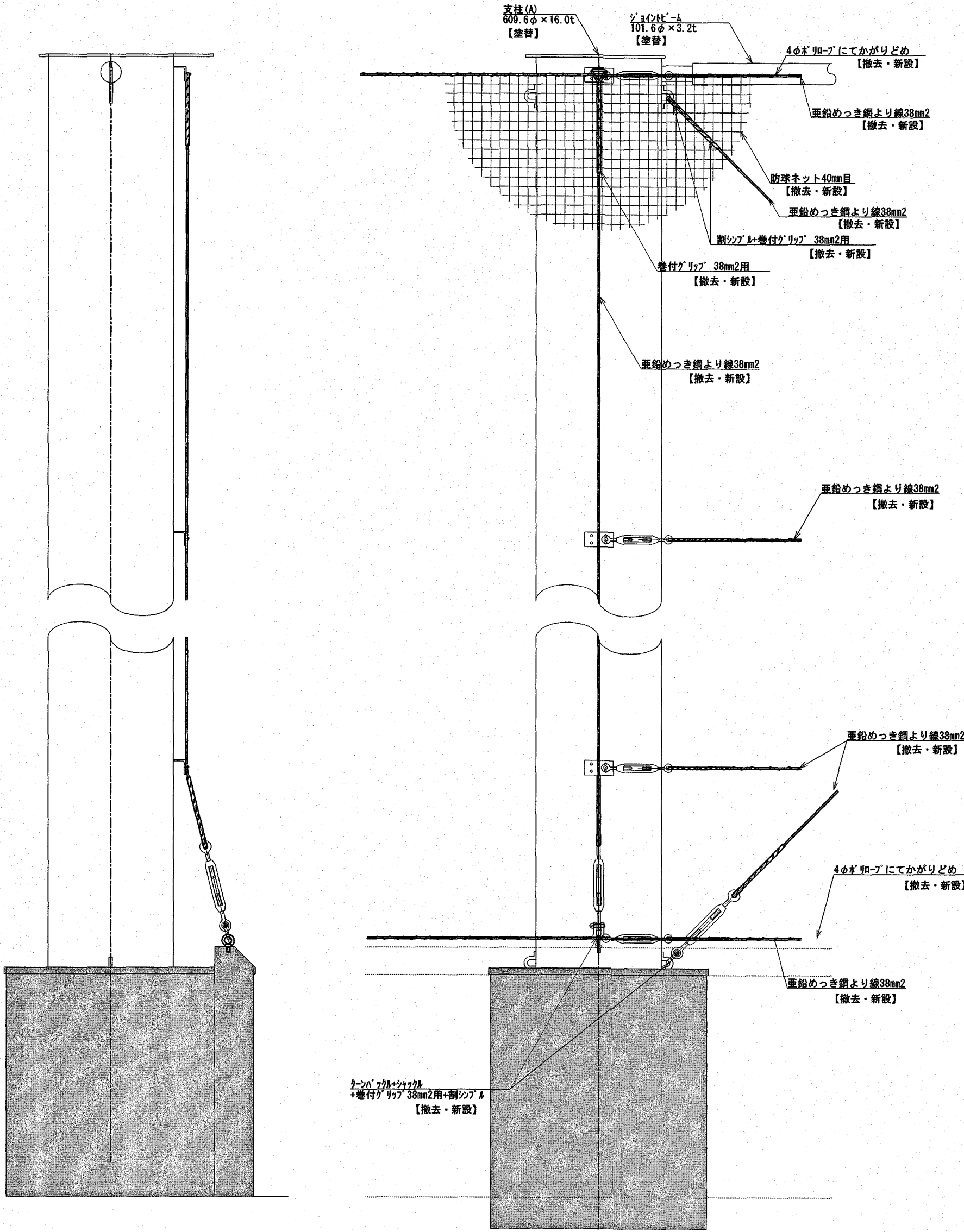


※塗替えは全て溶融亜鉛めっき鋼面下地

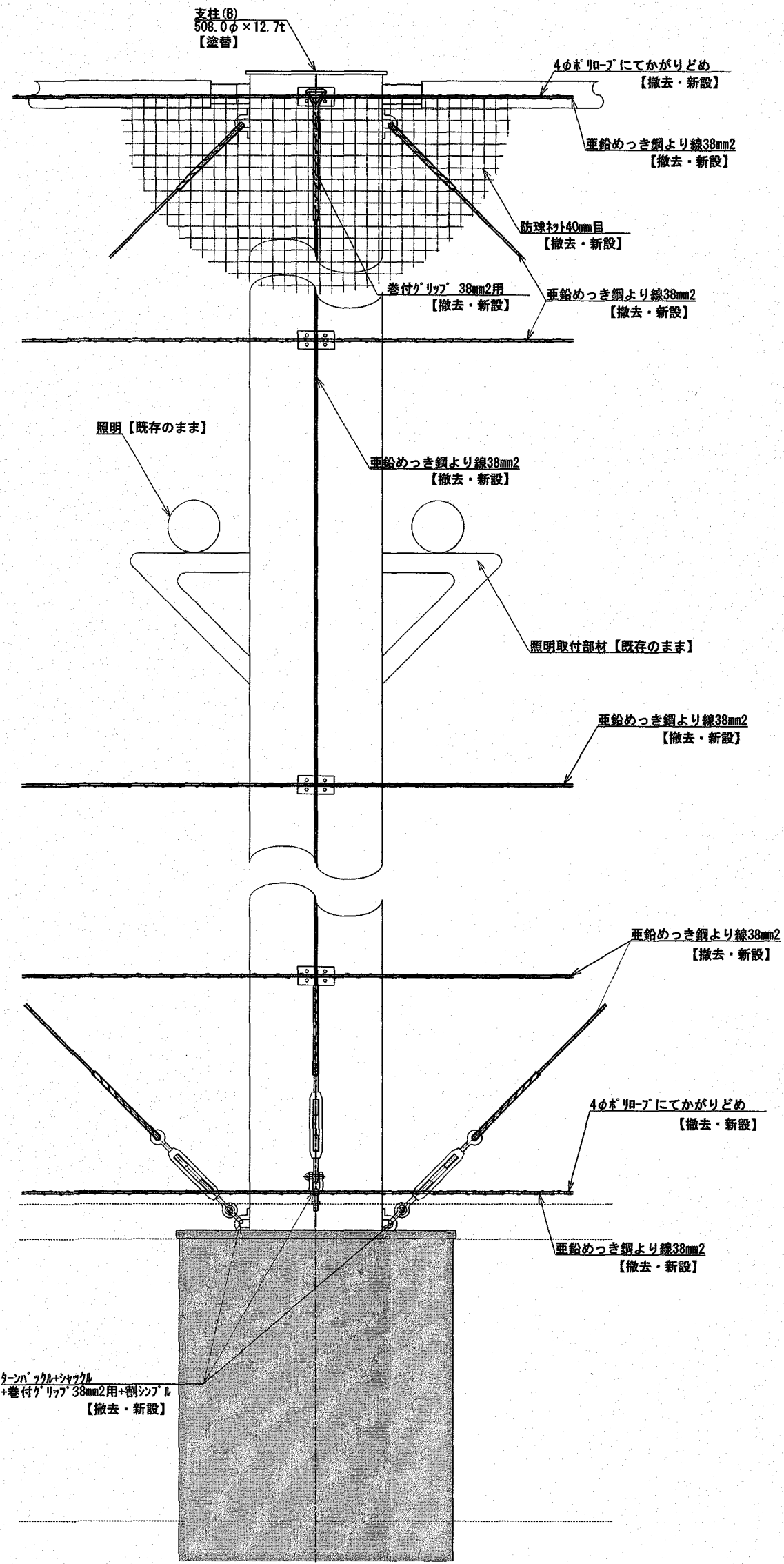
スタンド防球ネット展開図(2) S=1/100

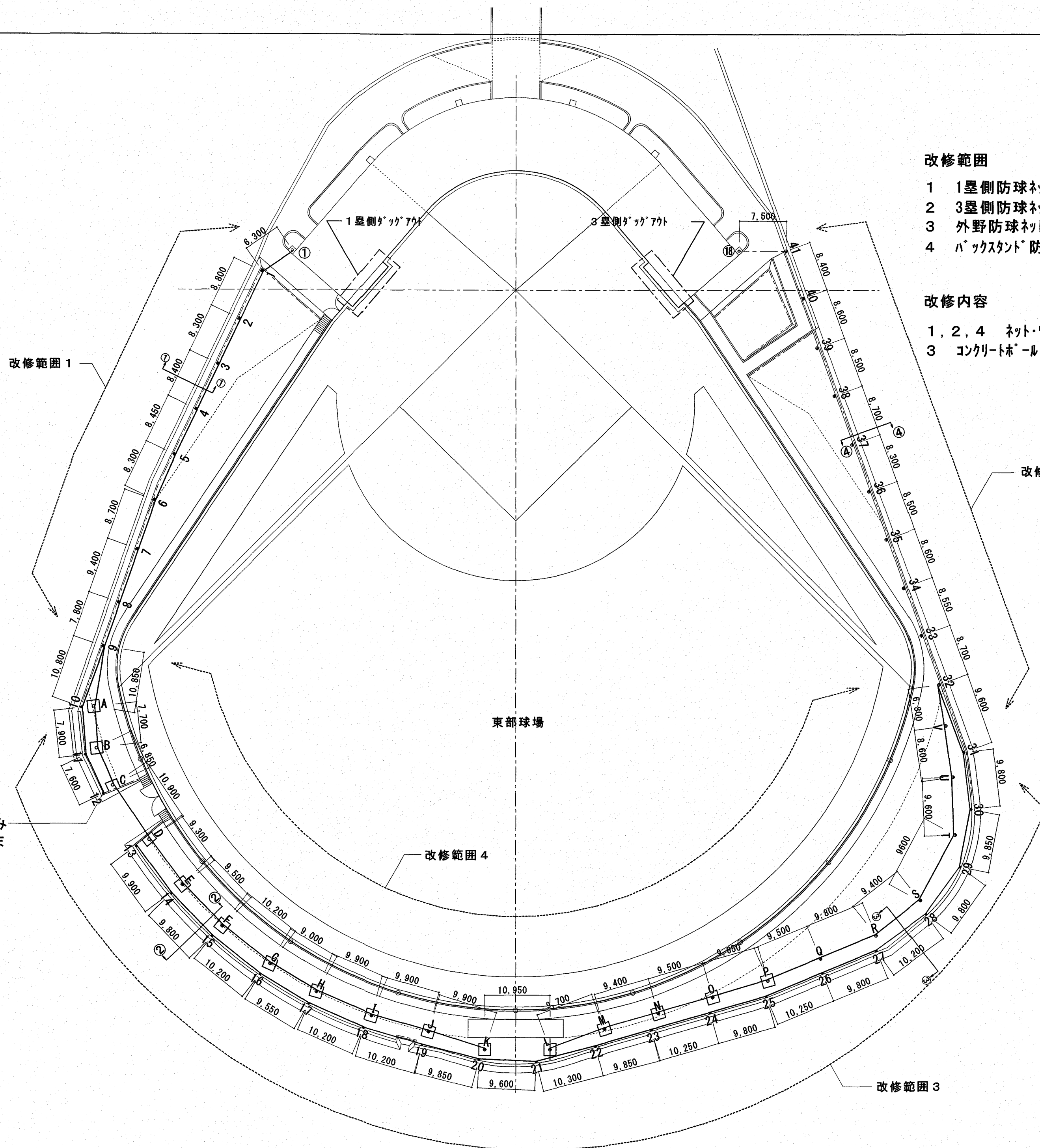


スタンド 防球ネット詳細図①



スタンド 防球ネット詳細図②





改修範囲

- 1 1塁側防球ネット No. ①-No. 9 H=15.0m L=74.45m
- 2 3塁側防球ネット No. 32-No. ⑩ H=17.0m L=84.35m
- 3 外野防球ネット No. 10-No. 31 H=7.0m L=215.1m
- 4 バックスタンド防球ネット No. 9-No. A-No. V-No. 32 H=17.0m L=205.55m

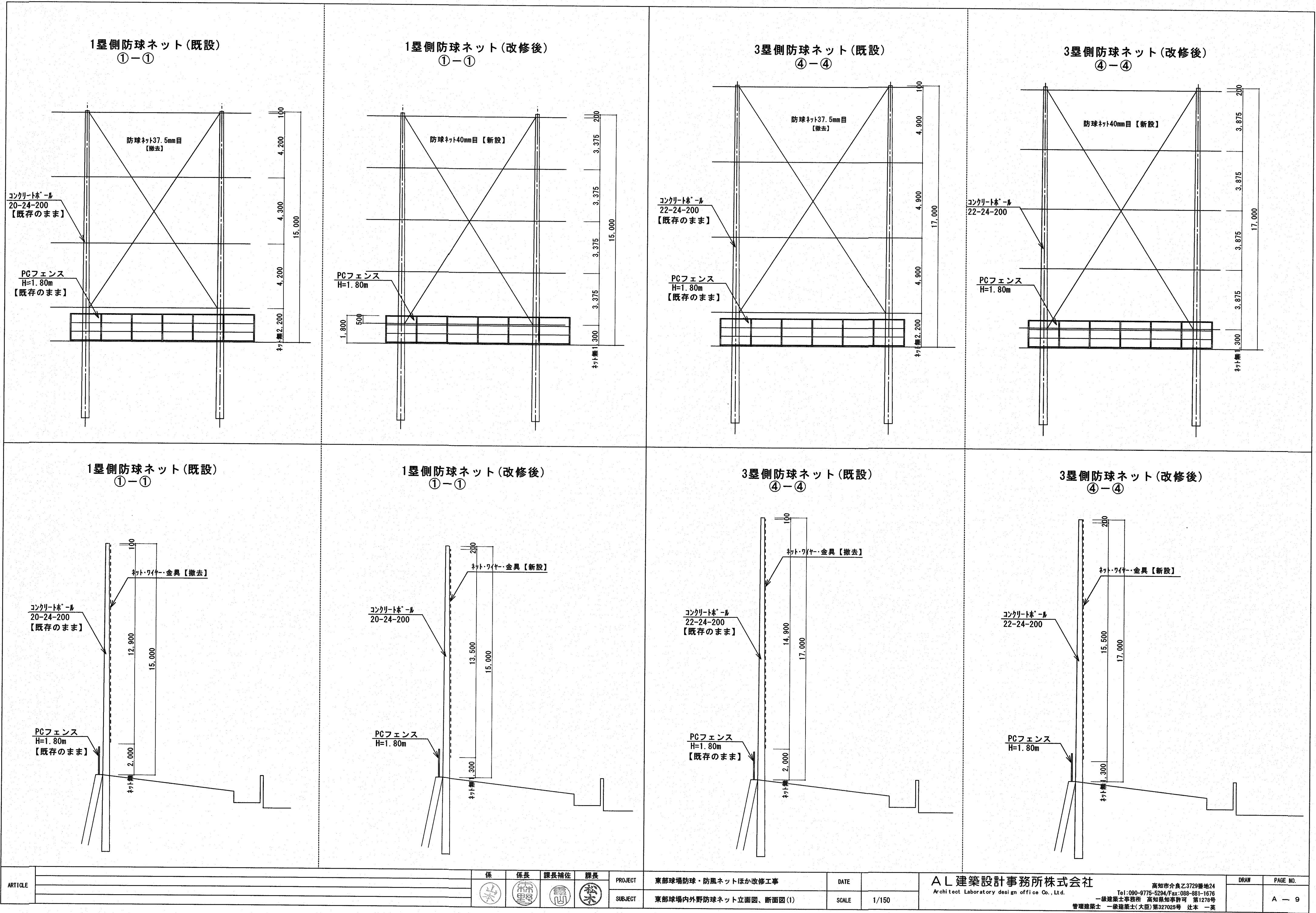
改修内容

- 1, 2, 4 ネット・ワイヤー・金具 全取替
- 3 コンクリートボール (ネット・ワイヤー・金具共) 全撤去 (擁壁上部のみ)

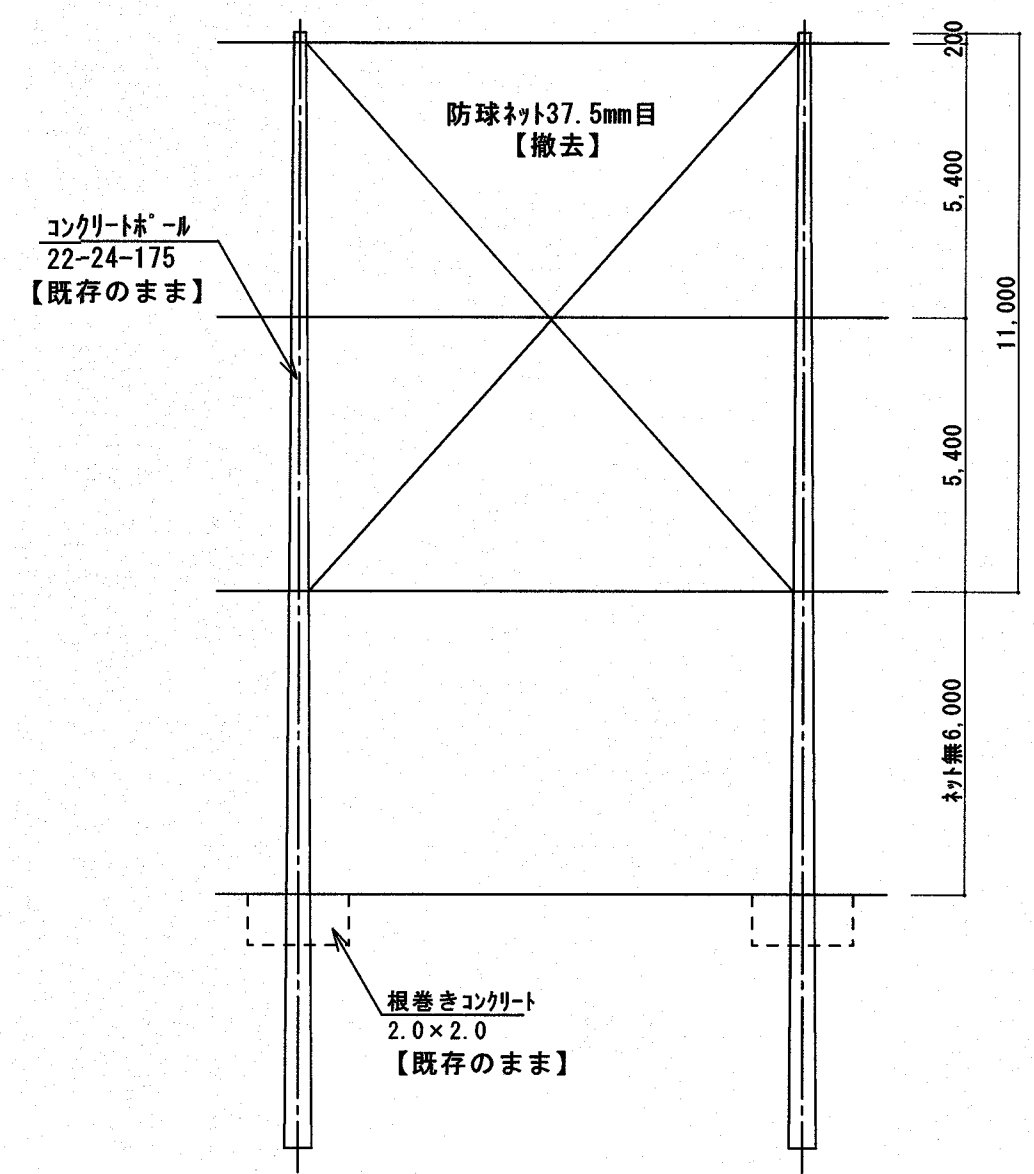
コンクリートボール12のみ
既存のまま

平面図 S=1:500

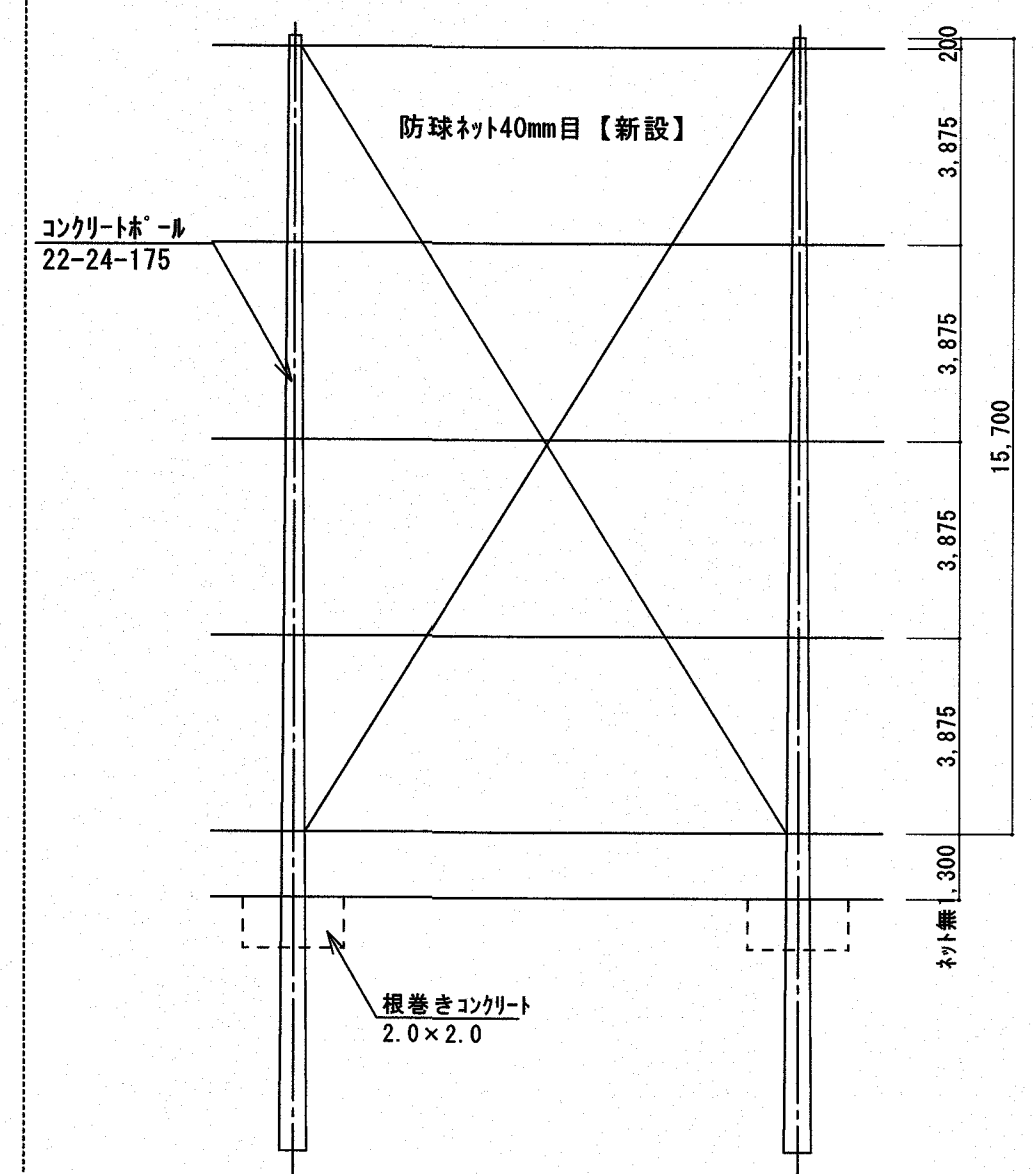
ARTICLE	係				PROJECT	DATE	A L 建築設計事務所株式会社 Architect Laboratory design office Co., Ltd. 高知市介良乙3729番地24 Tel: 090-9775-5294/Fax: 088-881-1676 一級建築士事務所 高知県知事許可 第1278号 管理建築士 一級建築士(大臣)第327025号 社本 一英	DRAW	PAGE NO.
	係長	課長補佐	課長	係	SUBJECT	SCALE			A - 8
					東部球場防球・防風ネットほか改修工事	1/500			
					東部球場内外野・バックスタンド防球ネット配置図				



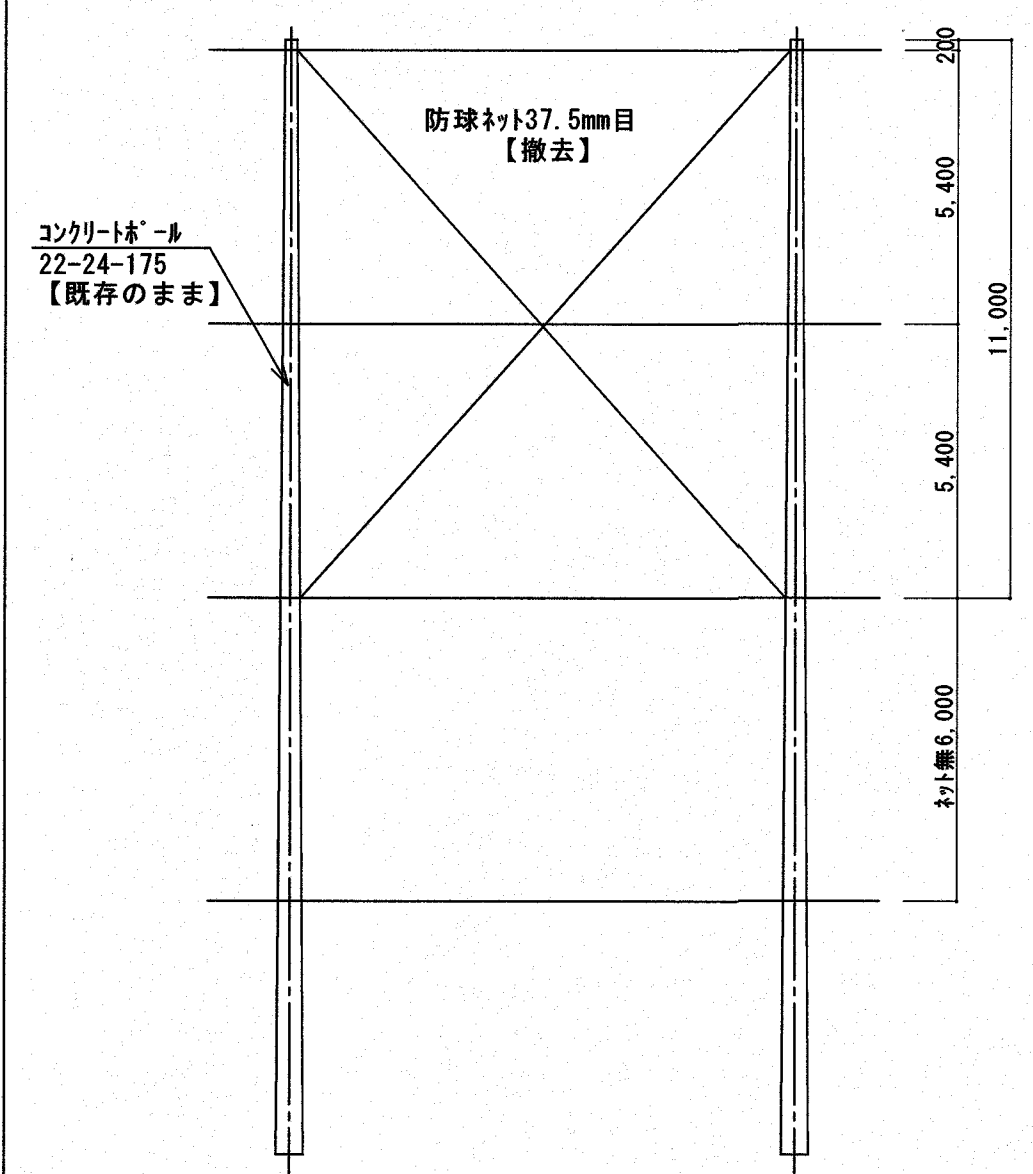
バックスタンド防球ネット(既設)
②-②ライト側



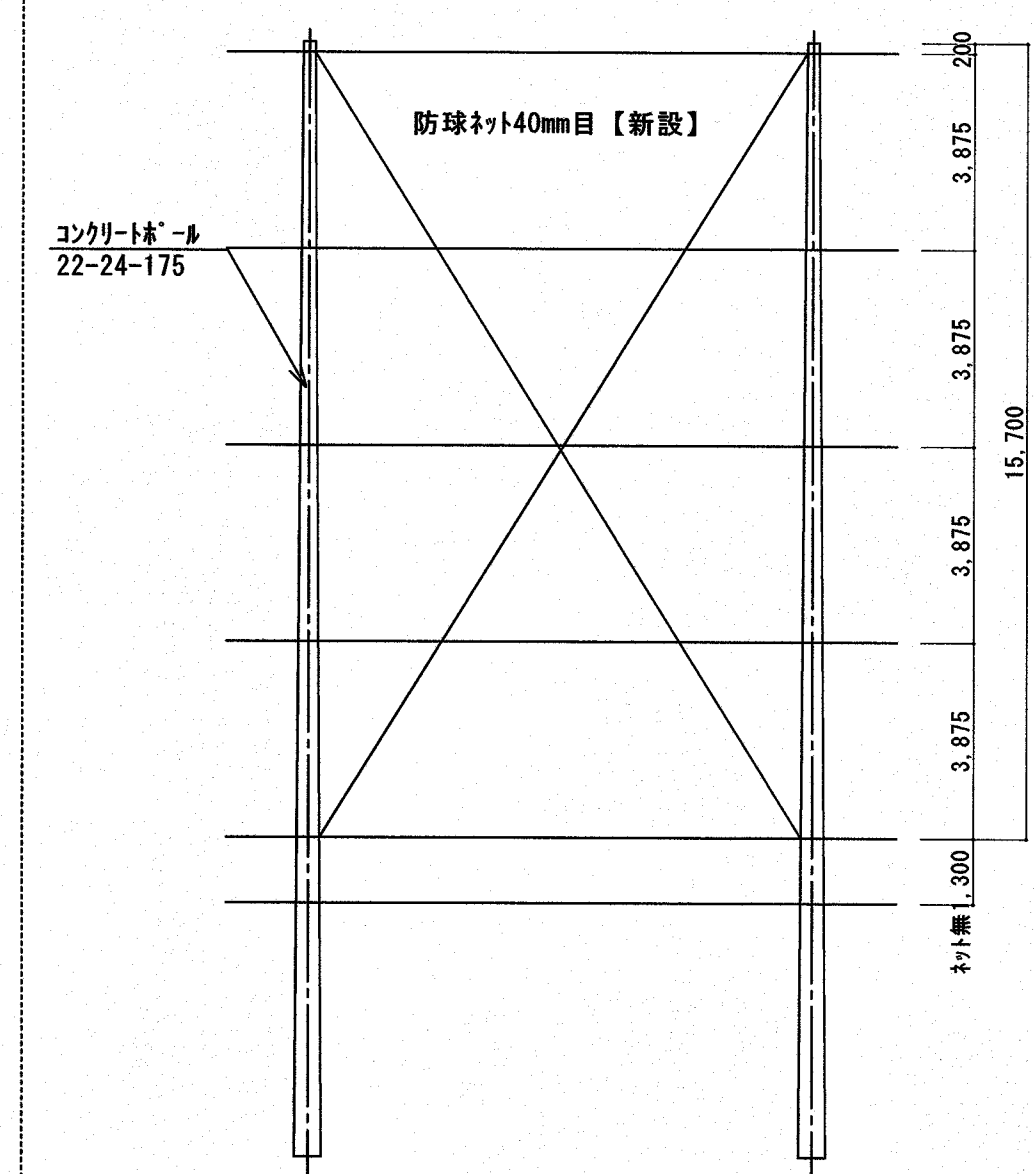
バックスタンド防球ネット(改修後)
②-②ライト側



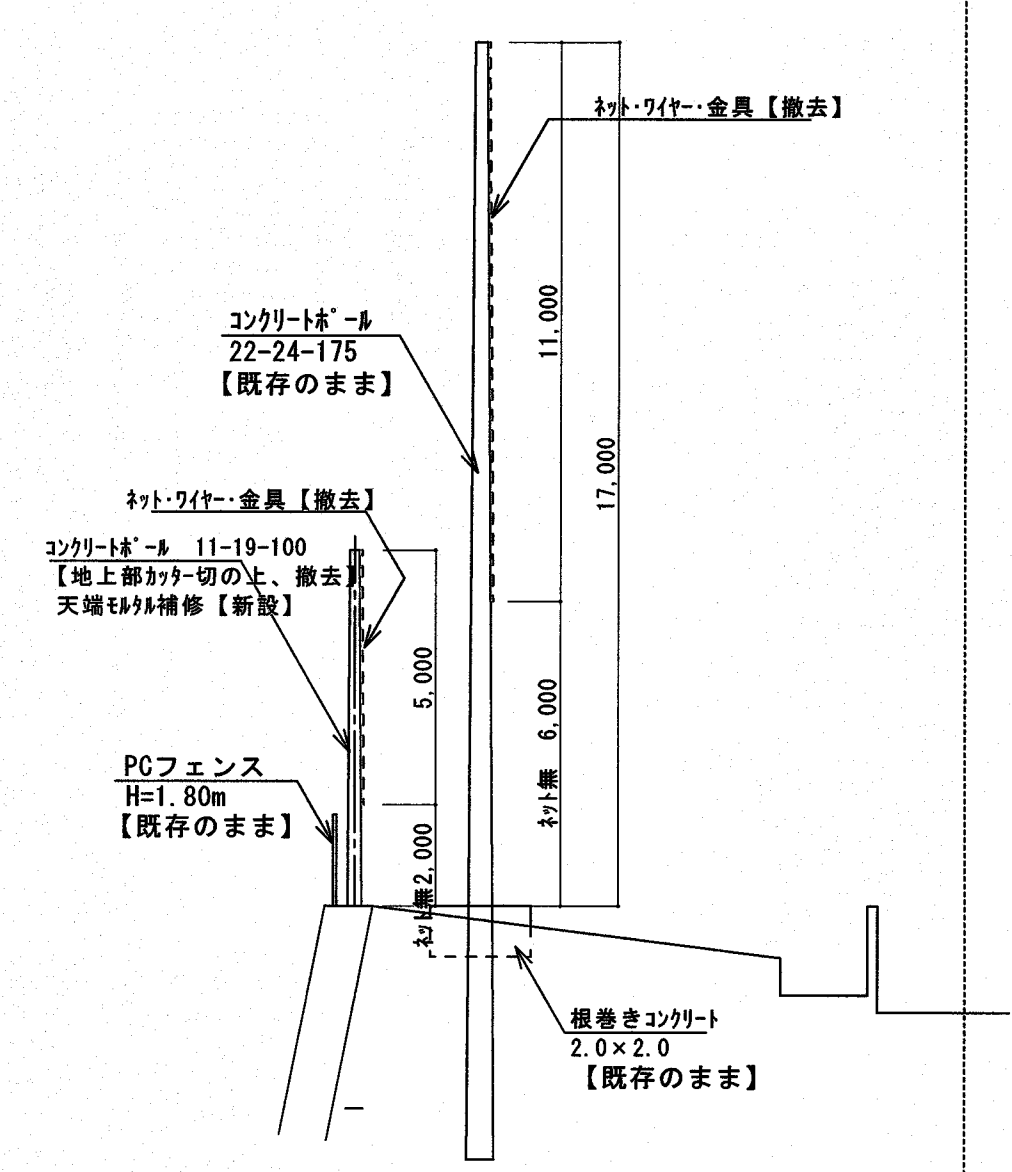
バックスタンド防球ネット(既設)
③-③レフト側



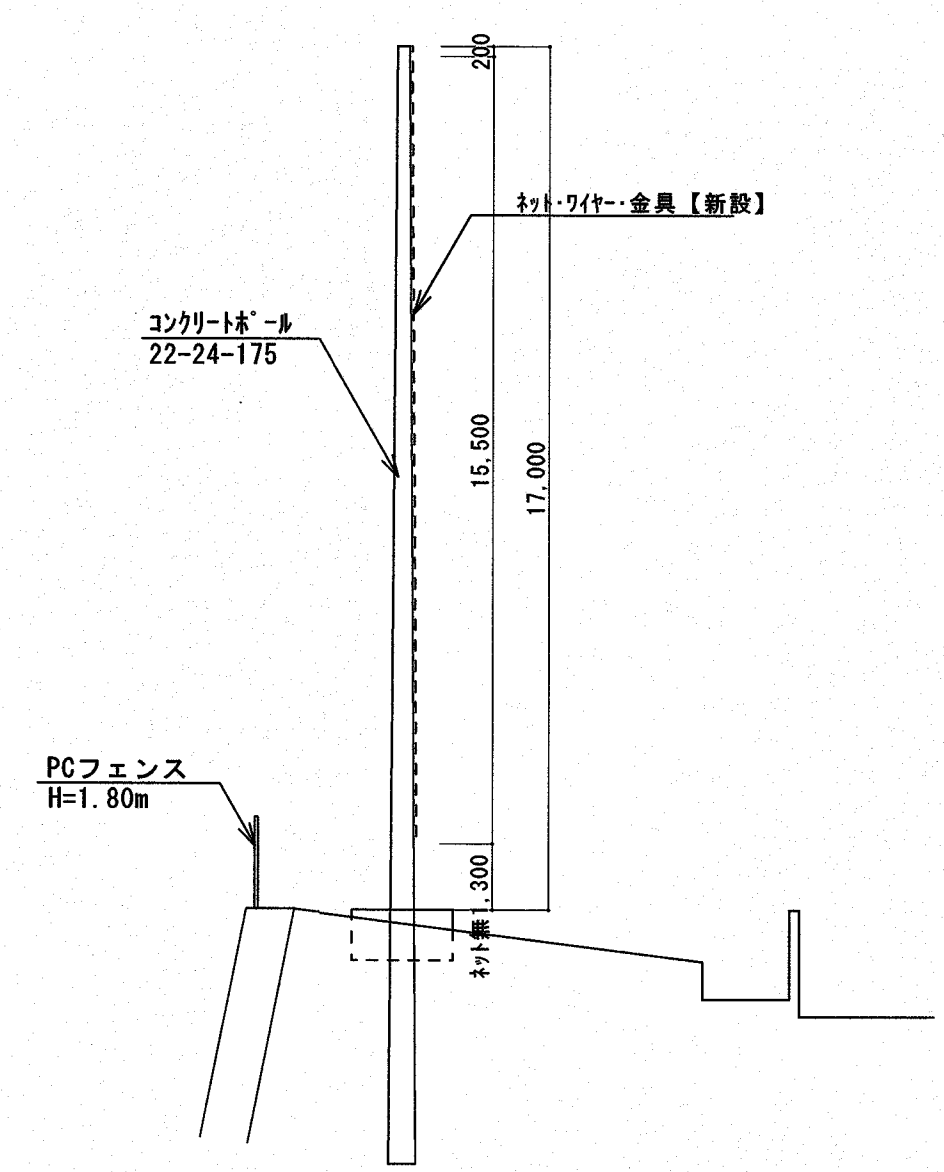
バックスタンド防球ネット(改修後)
③-③レフト側



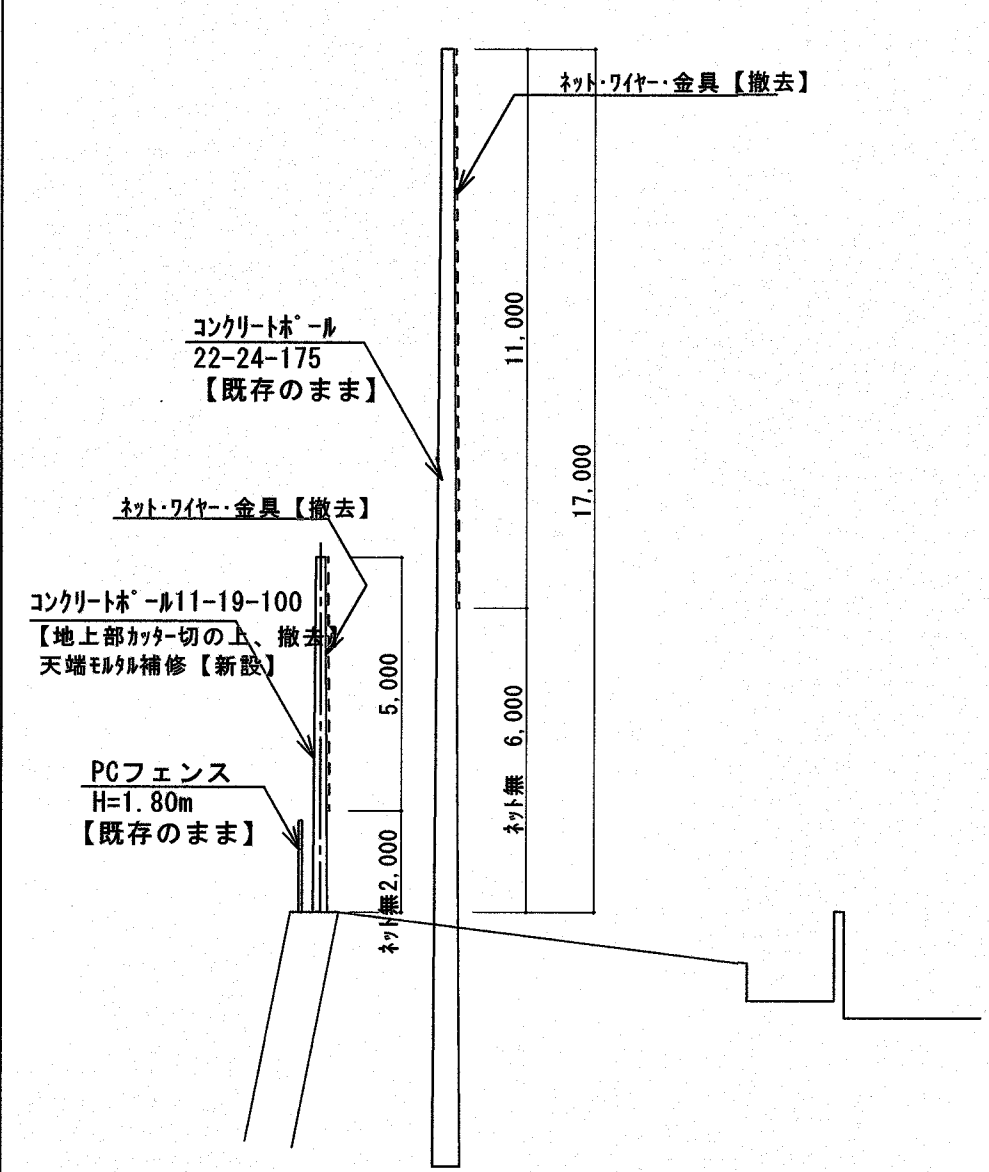
バックスタンド防球ネット(既設)
②-②ライト側



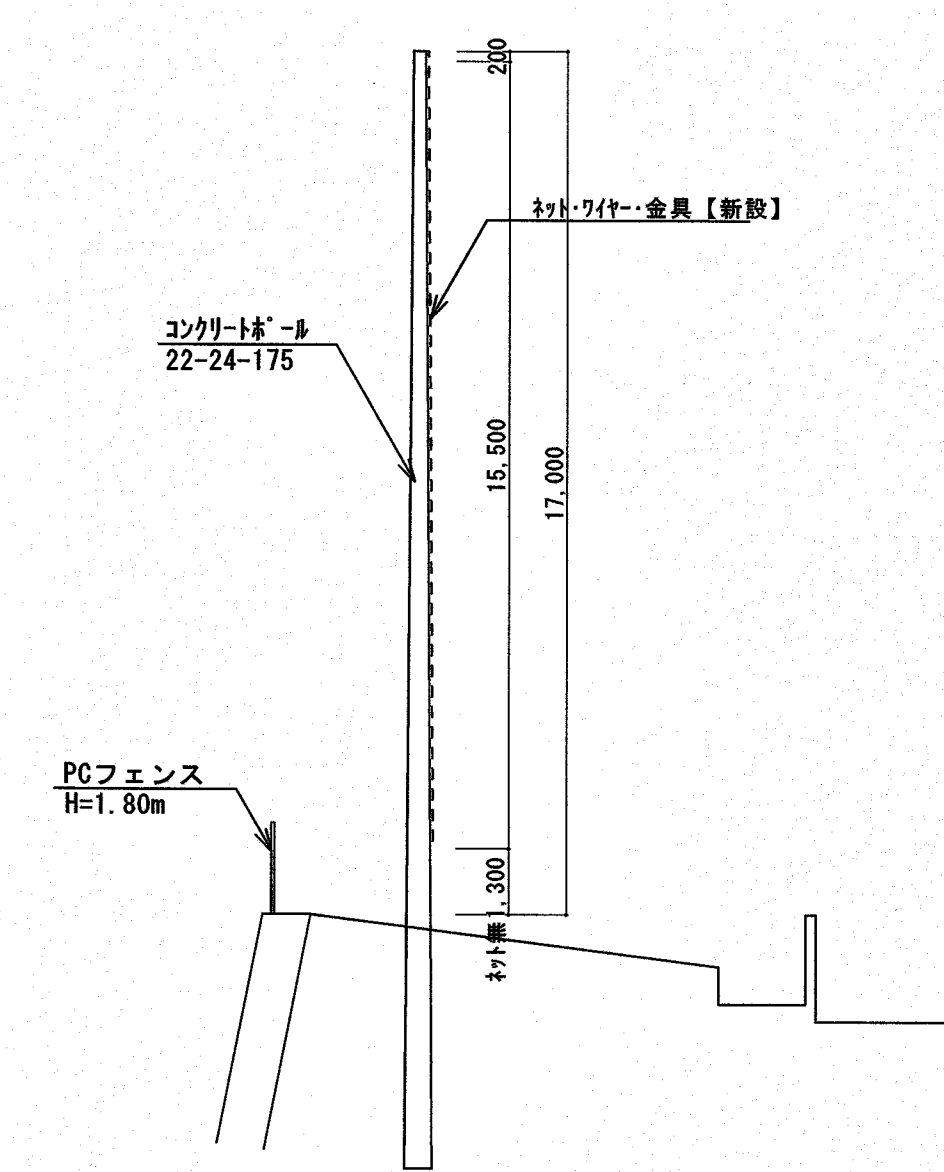
バックスタンド防球ネット(改修後)
②-②ライト側



バックスタンド防球ネット(既設)
③-③レフト側

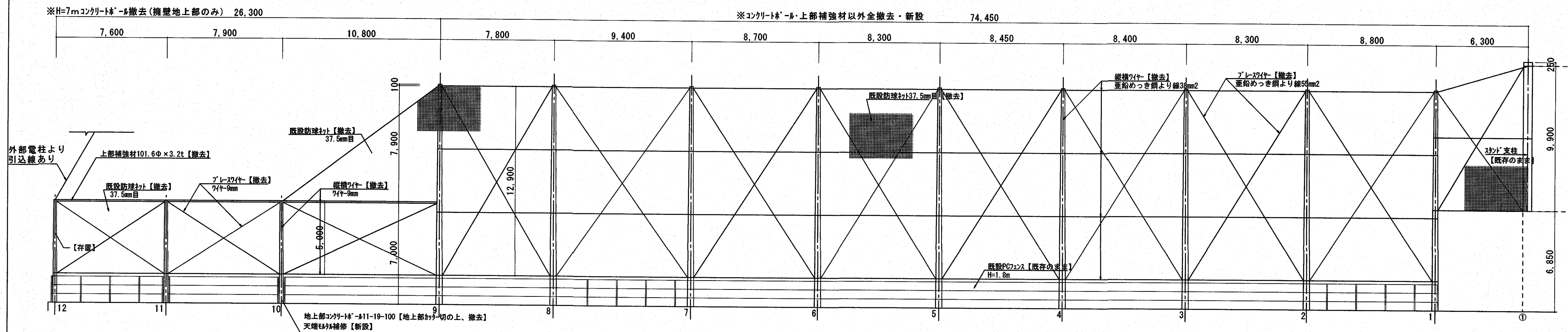


バックスタンド防球ネット(改修後)
③-③レフト側

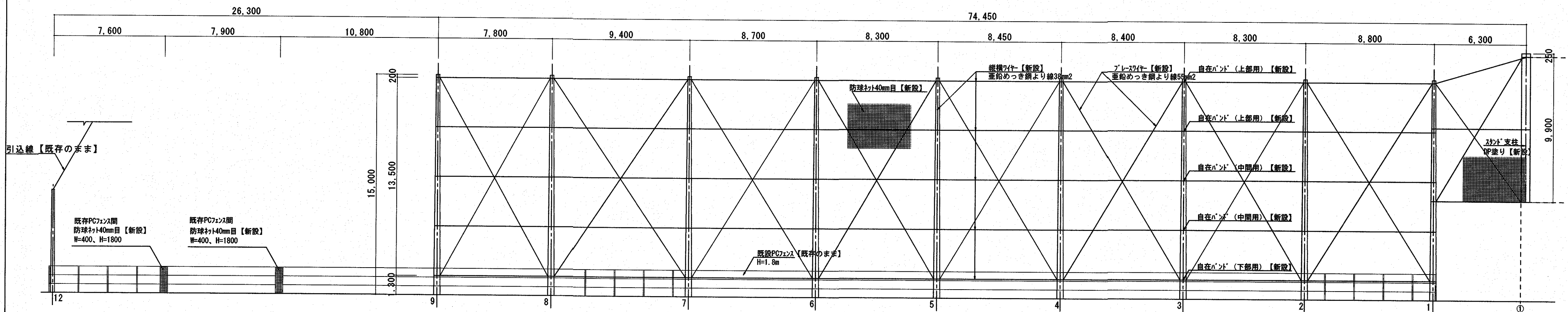


内外野防球ネット展開図(1)
S=1/200

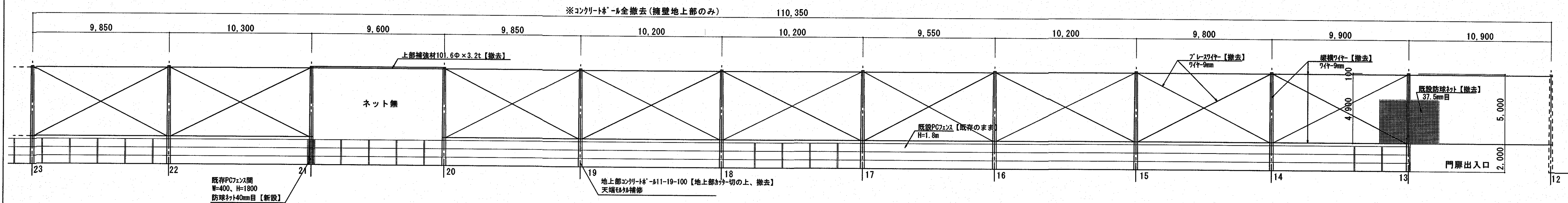
改修前



改修後



改修図



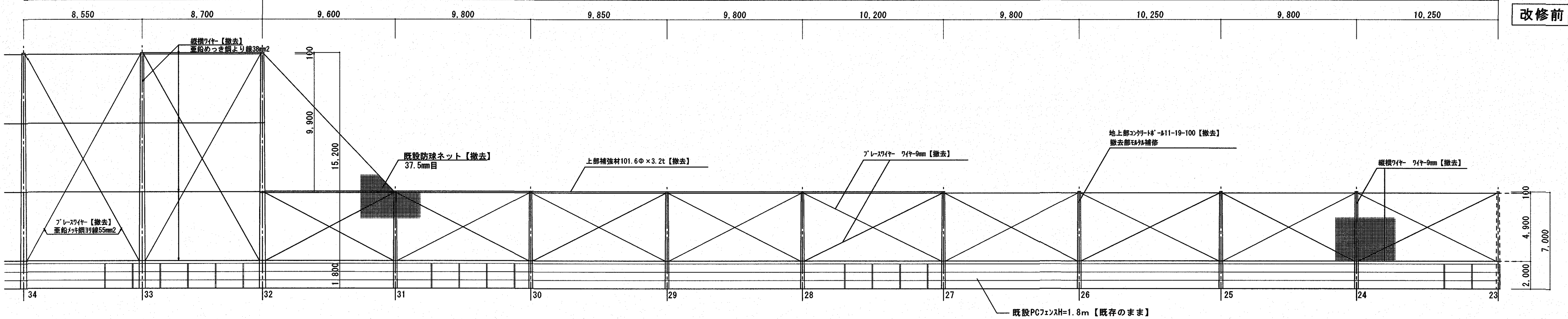
ARTICLE	係 係長 課長補佐 課長				PROJECT	東部球場防球・防風ネットほか改修工事	DATE	A L 建築設計事務所株式会社 Architect Laboratory design office Co., Ltd. 高知市介良乙3729番地24 Tel: 090-9775-5294/Fax: 088-881-1676 一級建築士事務所 高知県知事許可 第1278号 管理建築士 一級建築士(大臣)第327025号 社本 一英	DRAW	PAGE NO.
	SUBJECT				東部球場内外野防球ネット展開図(1)	SCALE	1/200		A	11

内外野防球ネット展開図(2)

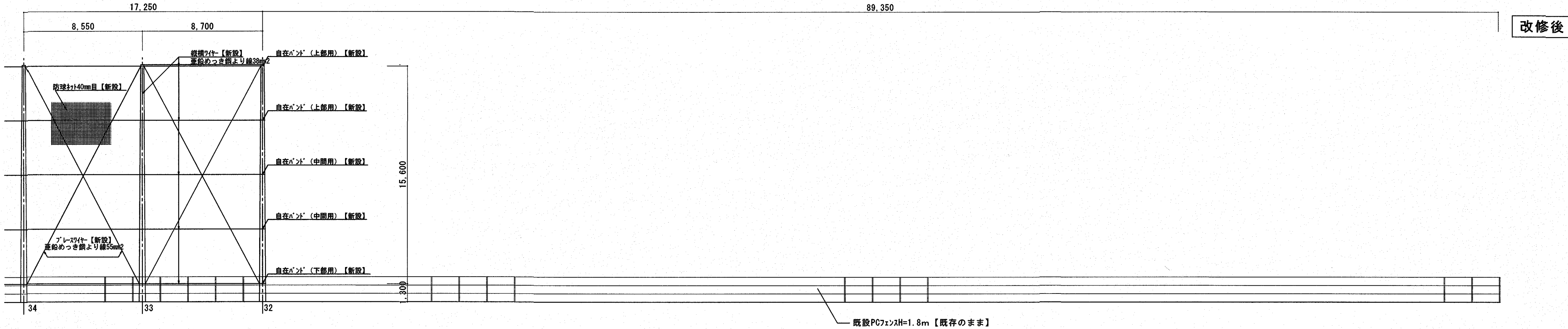
S=1/200

※コンクリートパネル上部補強材以外全撤去・新設

※H=7mコンクリートパネル全撤去(擁壁地上部のみ)



改修前

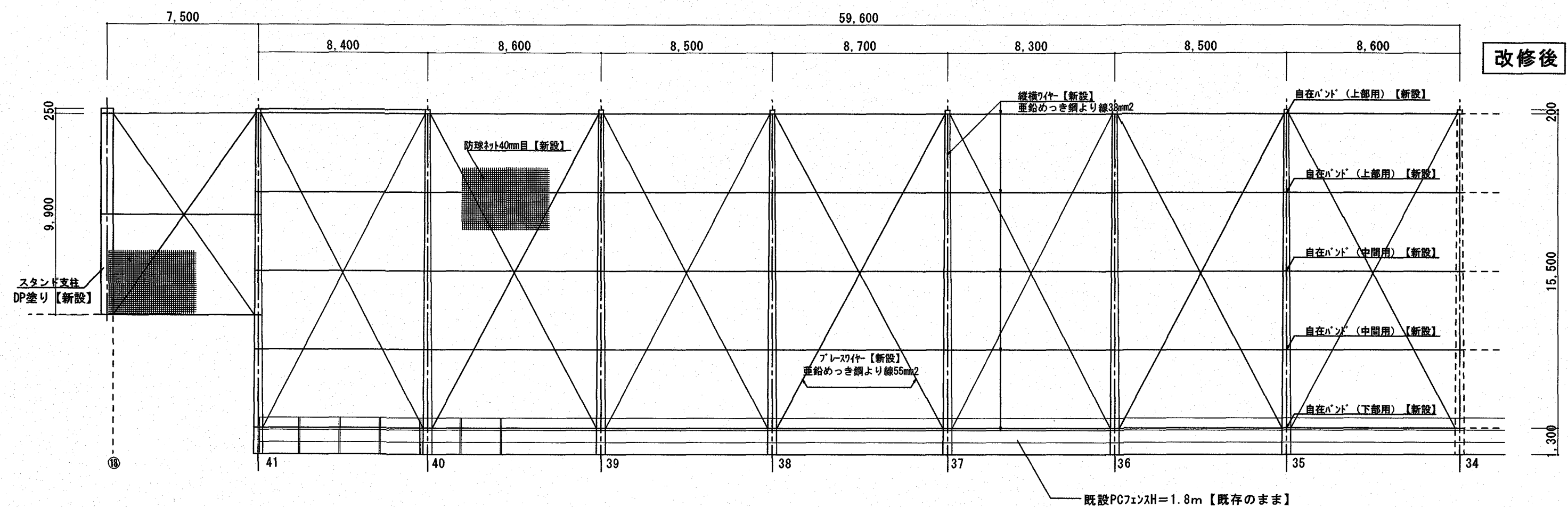
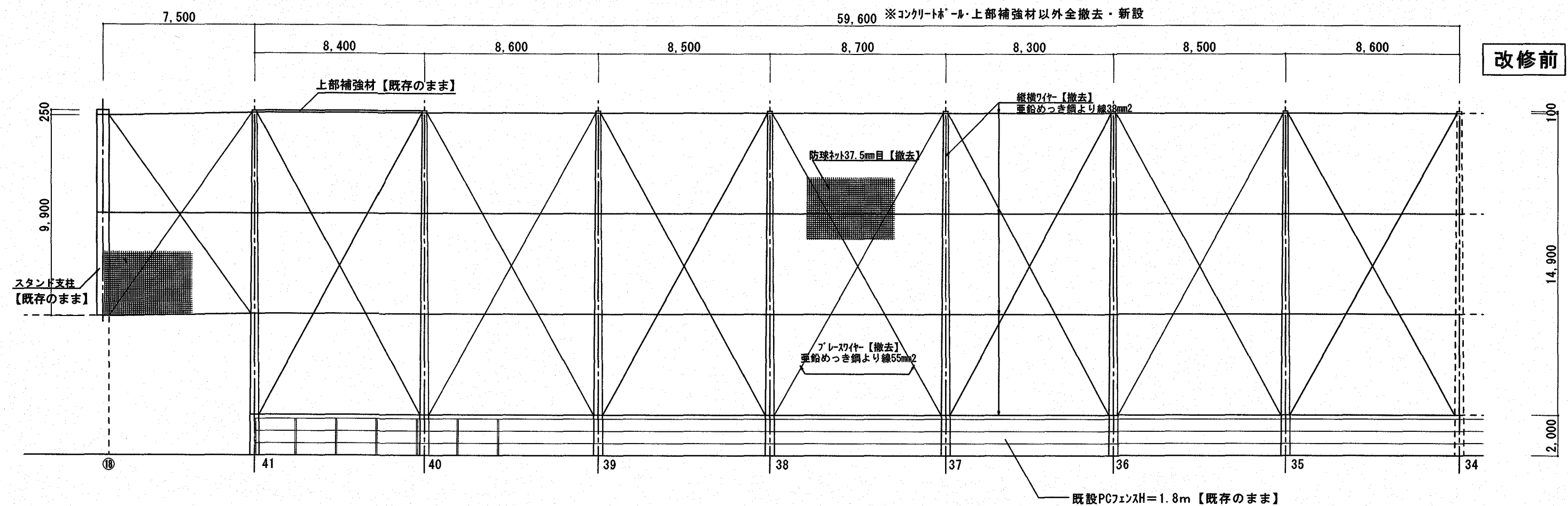


改修後

ARTICLE		係	係長	課長補佐	課長	PROJECT	東部球場防球・防風ネットほか改修工事	DATE		A L 建築設計事務所株式会社 Architect Laboratory design office Co., Ltd. 高知市介良乙3729番地24 Tel: 090-9775-5294/Fax: 088-881-1676 一級建築士事務所 高知県知事許可 第1278号 管理建築士 一級建築士(大匠)第327025号 社本 一英	DRAW	PAGE NO.
						SUBJECT	東部球場内外野防球ネット展開図(2)	SCALE	1/200			A - 12

内外野防球ネット展開図(3)

S=1/200



ARTICLE

係 係長 課長補佐 課長

PROJECT

東部球場防球・防風ネットほか改修工事

DATE

SUBJECT

東部球場内外野防球ネット展開図(3)

SCALE

1/200

A L 建築設計事務所株式会社

Architect Laboratory design office Co., Ltd.

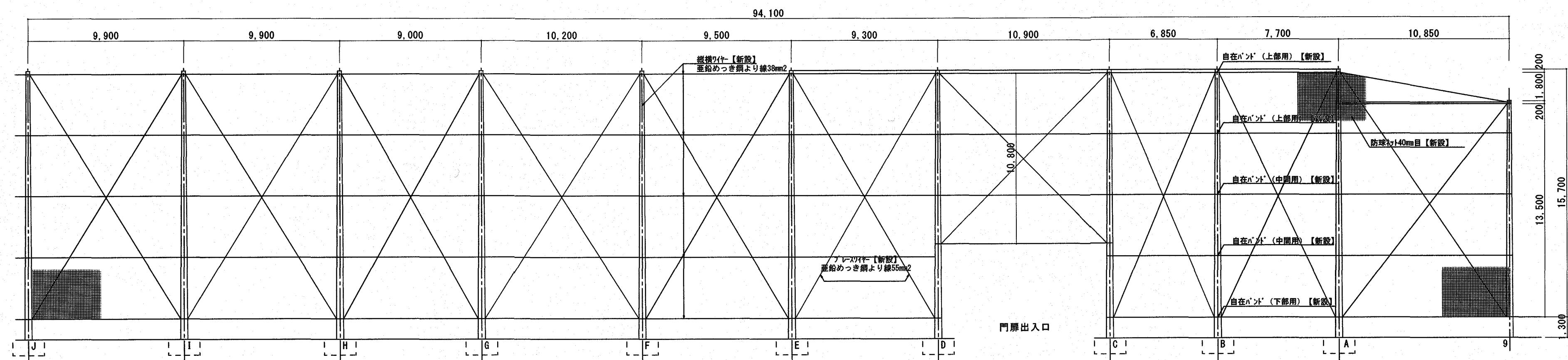
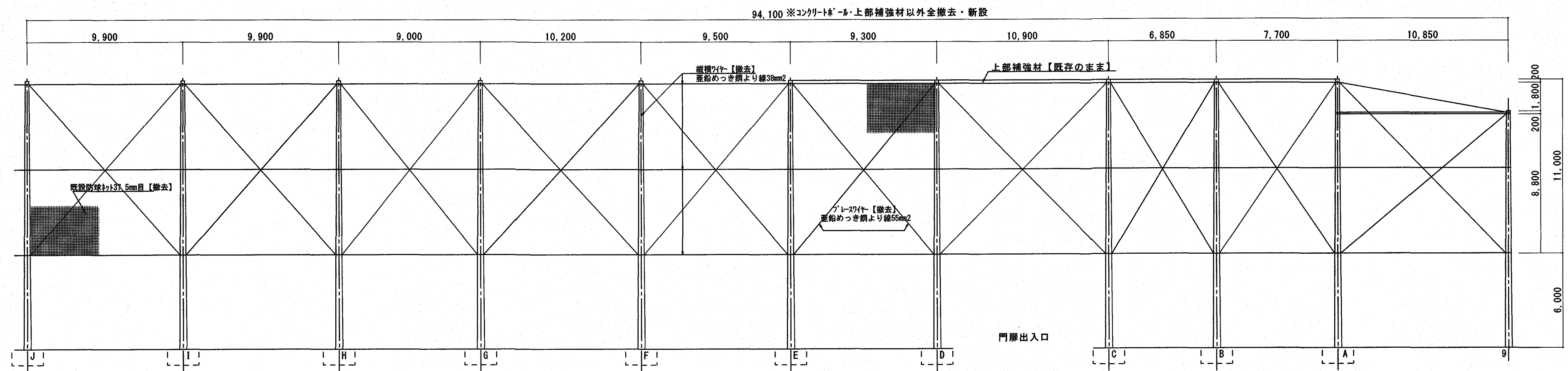
高知市介良乙3729番地24
Tel: 090-9775-5294/Fax: 090-081-1676
一級建築士事務所 高知県知事許可 第1278号
管理建築士 一級建築士(大臣)第327025号 辻本 一英

DRAW

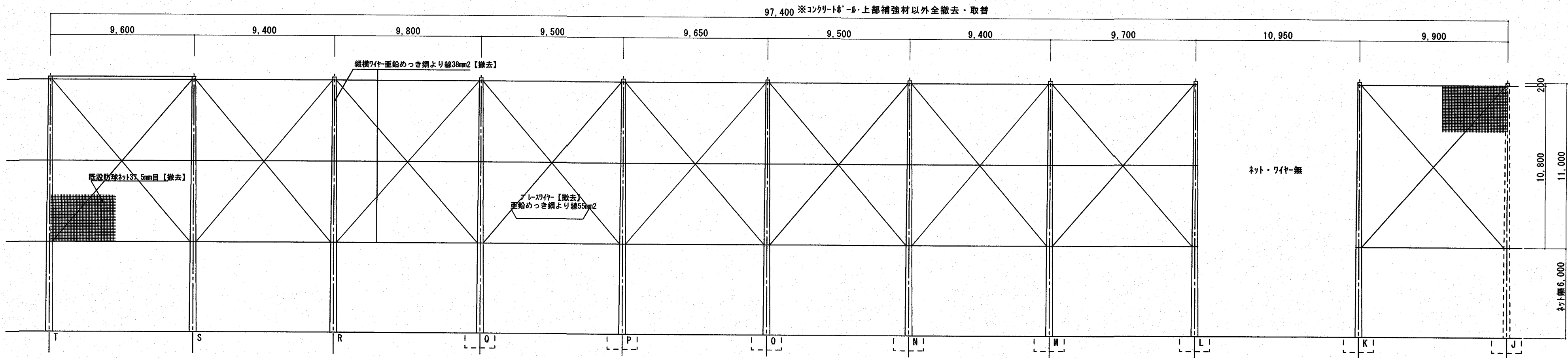
PAGE NO.

A - 13

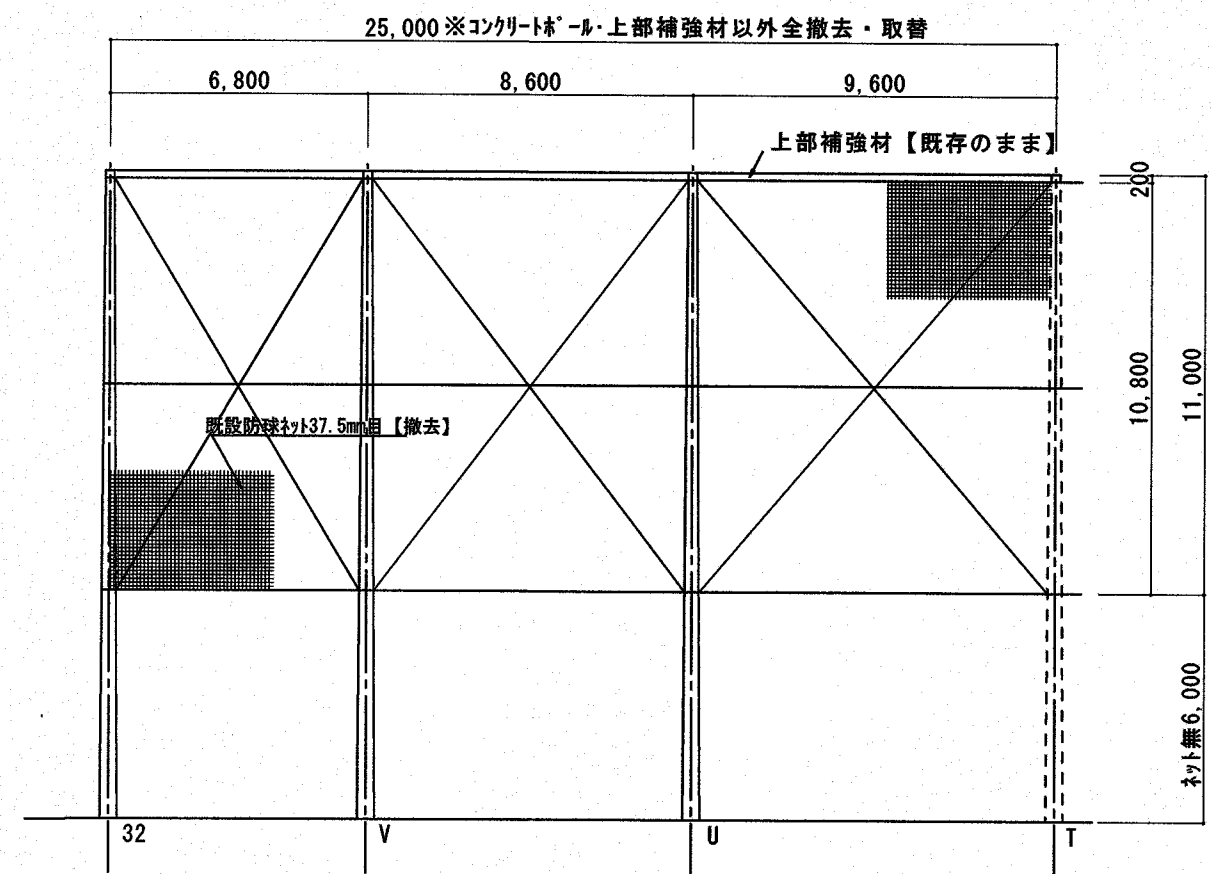
バックスタンド防球ネット展開図(1)
S=1/200



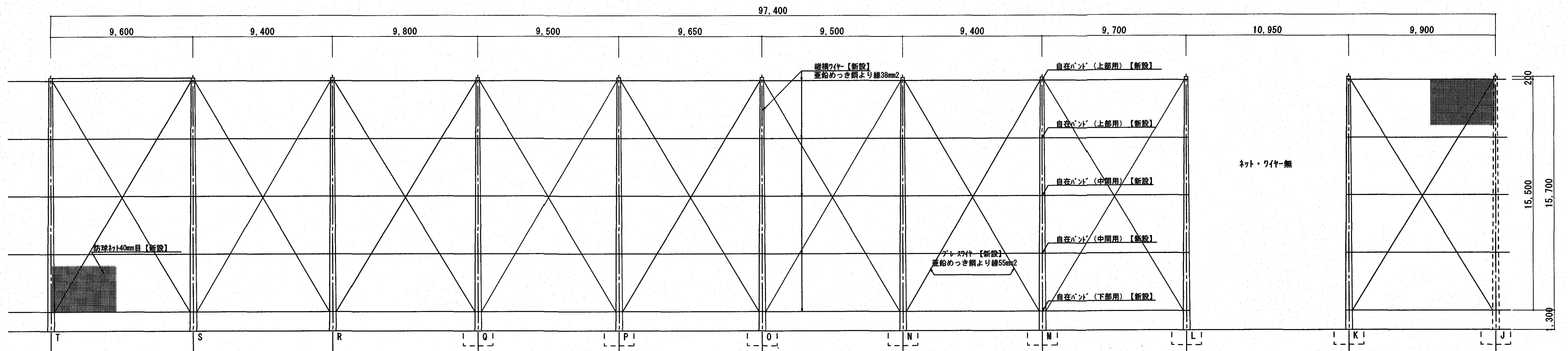
バックスタンド防球ネット展開図(2)
S=1/200



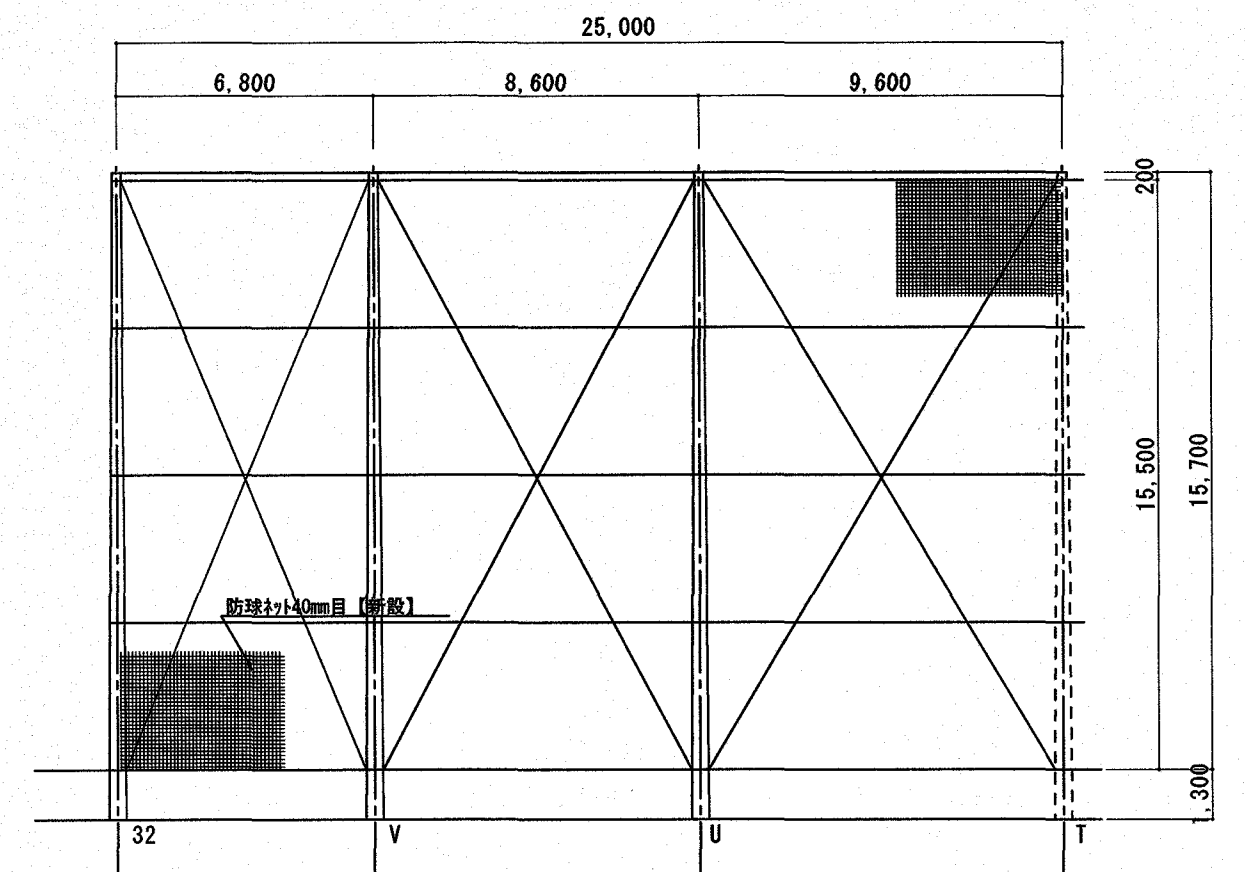
改修前

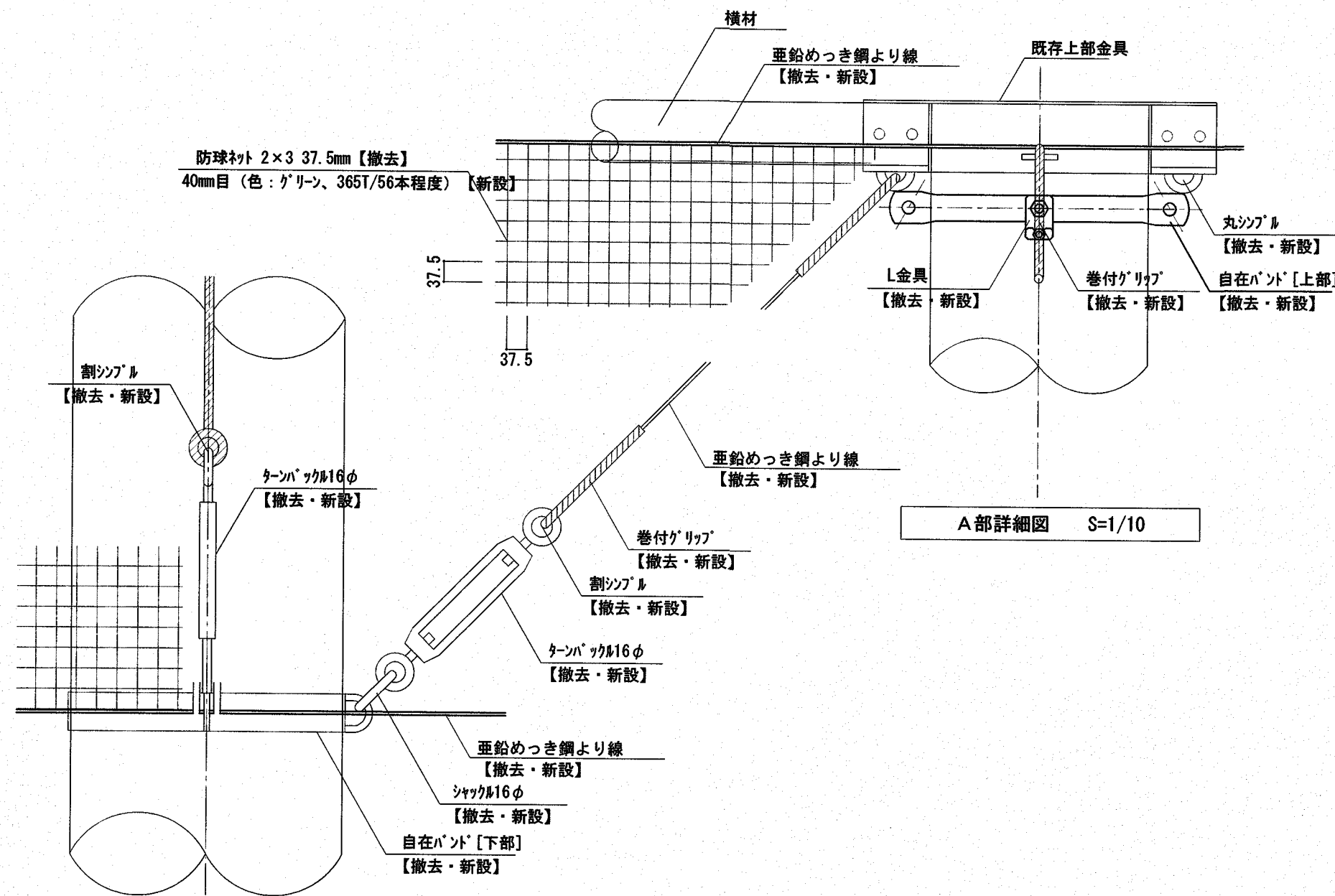


バックスタンド防球ネット展開図(3)
S=1/200



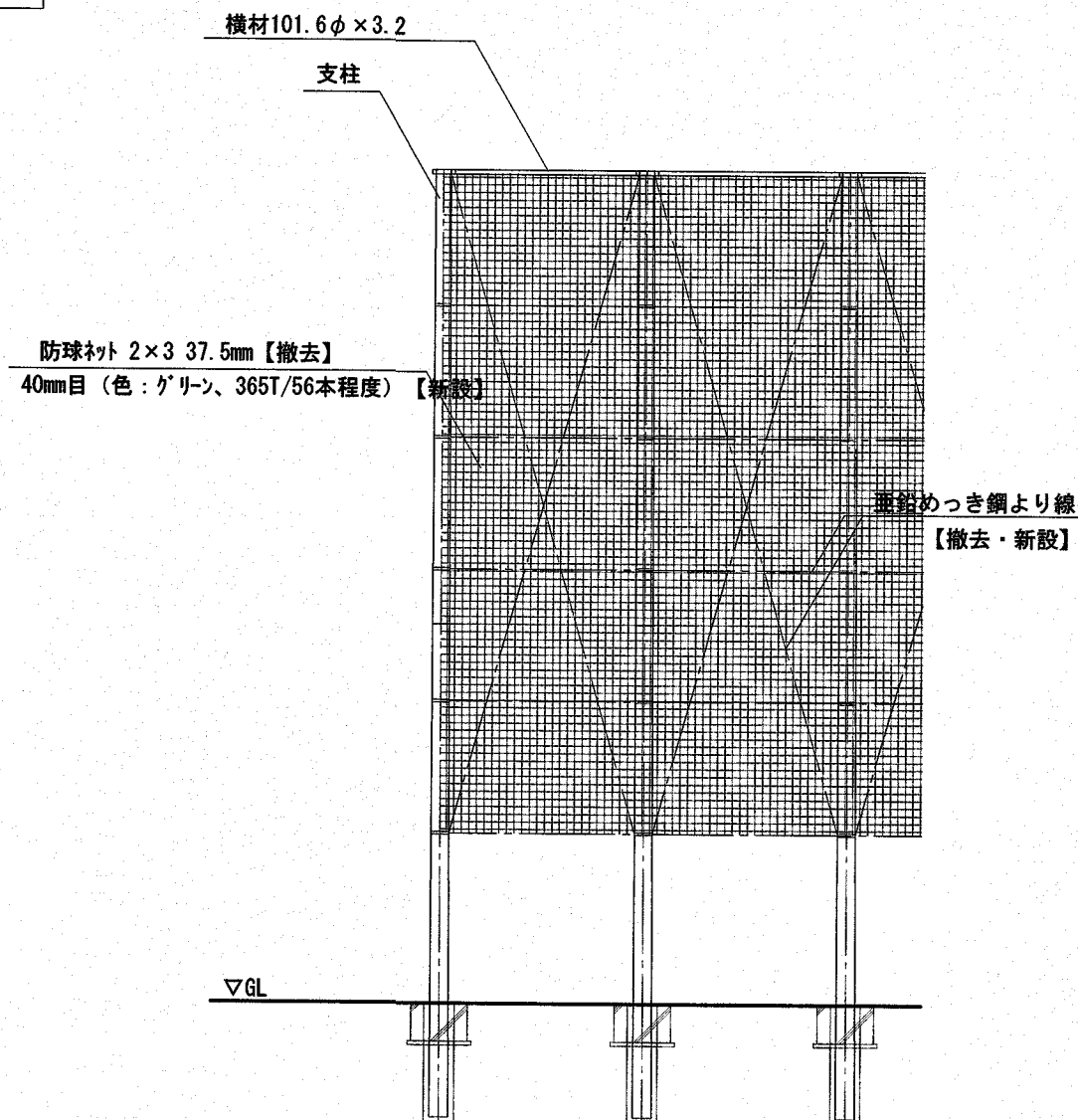
改修後



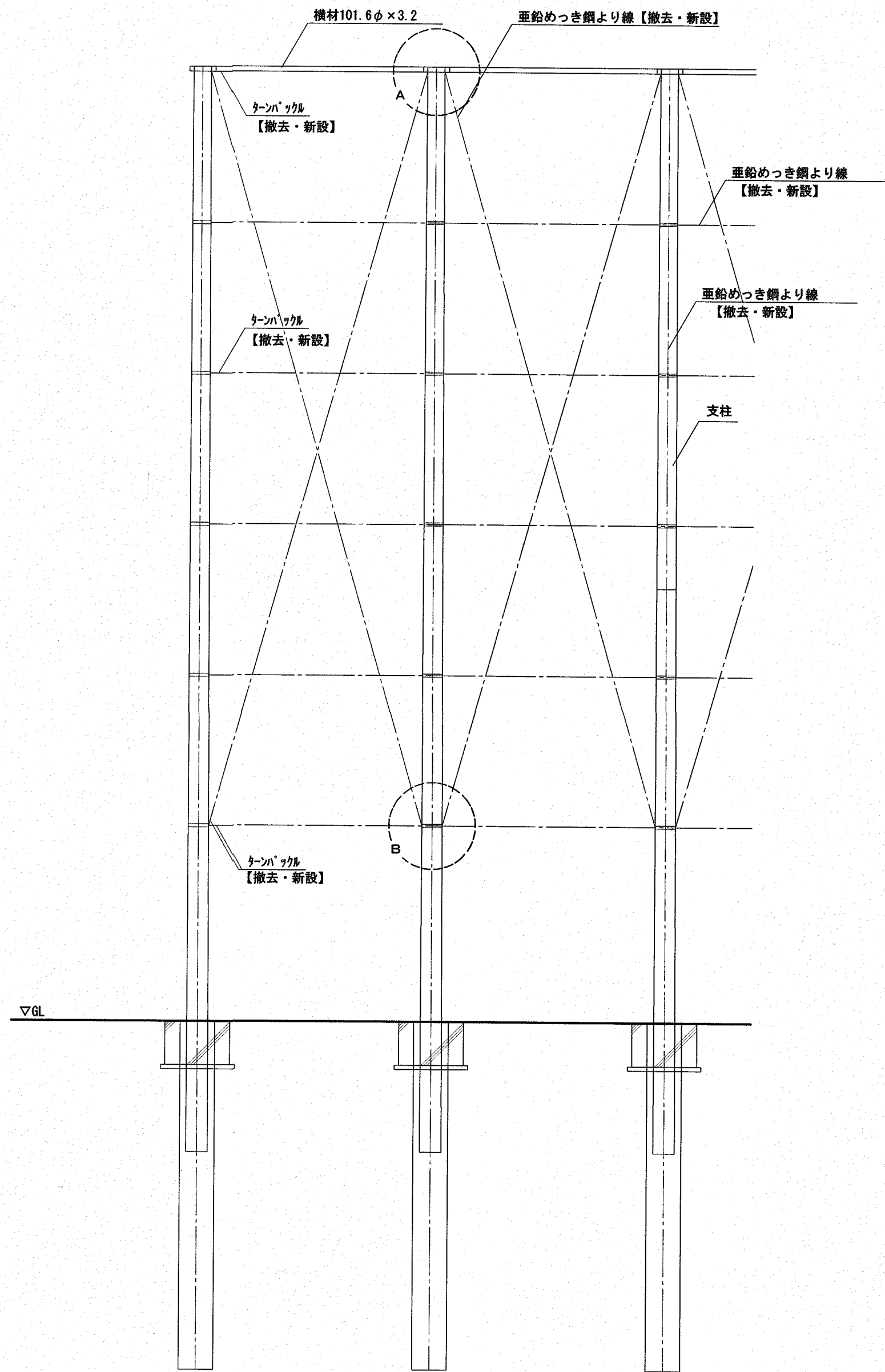


A部詳細図 S=1/10

B部詳細図 S=1/10

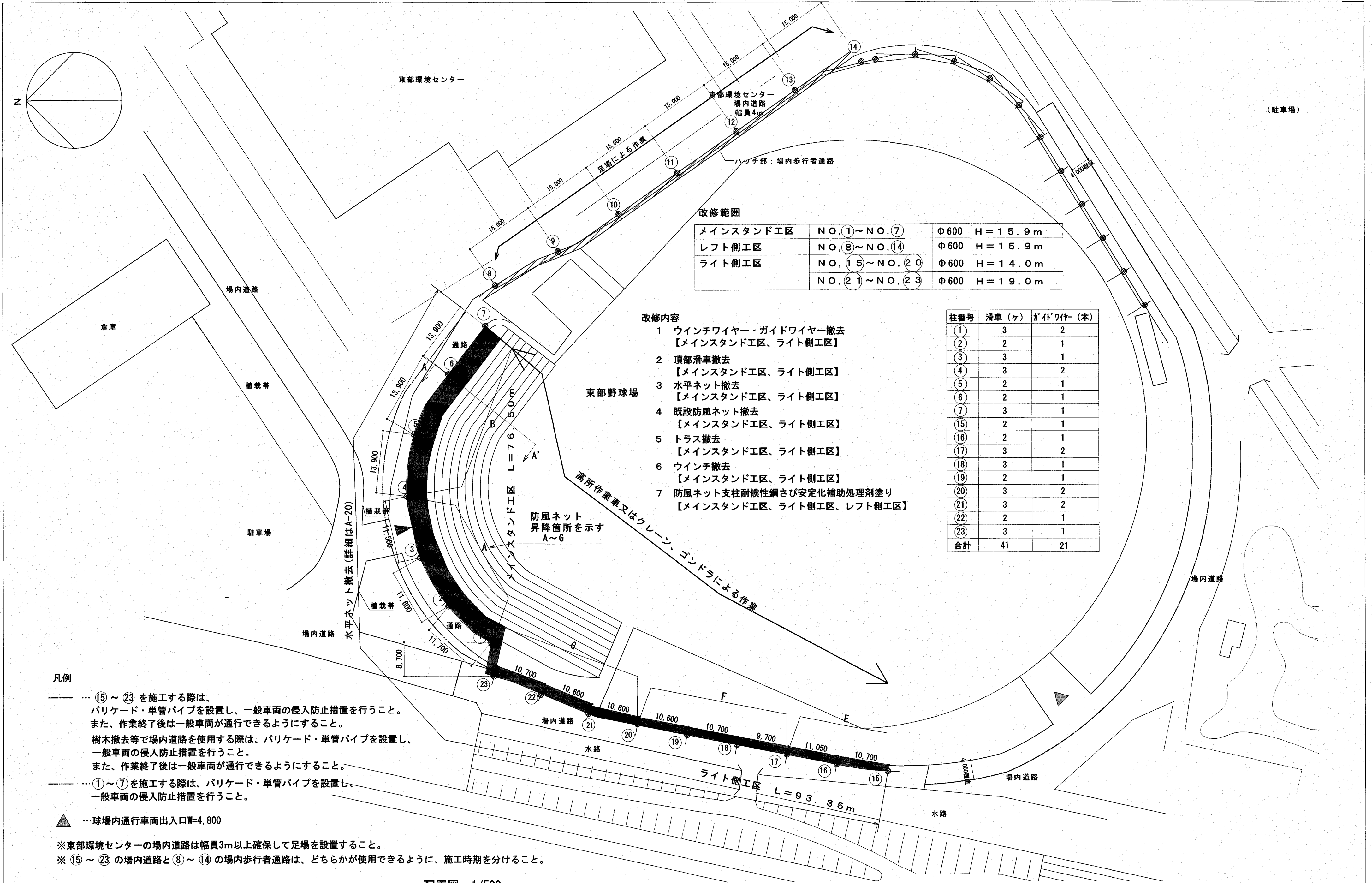


防球ネット立面図 S=1/200



防球ネット構造図 S=1/100

防球ネット工事部材表 (撤去・新設共)	
名称	材料、形状
防球ネット	2×3 37.5mm 【撤去】 40mm目 (色: グリーン, 365T/56本程度) 【新設】
ポリロープ	4φ、6φ 【撤去・新設】
亜鉛めっき鋼より線	38mm2、55mm2 【撤去・新設】
ターンバックル	Φ16mm 【撤去・新設】
巻付グリップ	38mm2用、55mm2用 【撤去・新設】
L金具	【撤去・新設】
シンプル	丸シンプル、割シンプル 【撤去・新設】
副資材	シャックル、ワイヤークリップ等 【撤去・新設】
※その他副資材は、製造所の仕様による	



改修範囲

メインスタンド工区	NO. ①～NO. ⑦	Φ600 H=15.9m
レフト側工区	NO. ⑧～NO. ⑭	Φ600 H=15.9m
ライト側工区	NO. ⑮～NO. ⑳	Φ600 H=14.0m
	NO. ㉑～NO. ㉓	Φ600 H=19.0m

改修内容

- ウインチワイヤー・ガイドワイヤー撤去
【メインスタンド工区、ライト側工区】
- 頂部滑車撤去
【メインスタンド工区、ライト側工区】
- 水平ネット撤去
【メインスタンド工区、ライト側工区】
- 既設防風ネット撤去
【メインスタンド工区、ライト側工区】
- トラス撤去
【メインスタンド工区、ライト側工区】
- ウインチ撤去
【メインスタンド工区、ライト側工区】
- 防風ネット支柱耐候性鋼さび安定化補助処理剤塗り
【メインスタンド工区、ライト側工区、レフト側工区】

柱番号	滑車(ヶ)	ガイドワイヤー(本)
①	3	2
②	2	1
③	3	1
④	3	2
⑤	2	1
⑥	2	1
⑦	3	1
⑮	2	1
⑯	2	1
⑰	3	2
⑱	3	1
㉑	2	1
㉒	3	2
㉓	3	2
㉔	2	1
㉕	3	1
合計	41	21

凡例

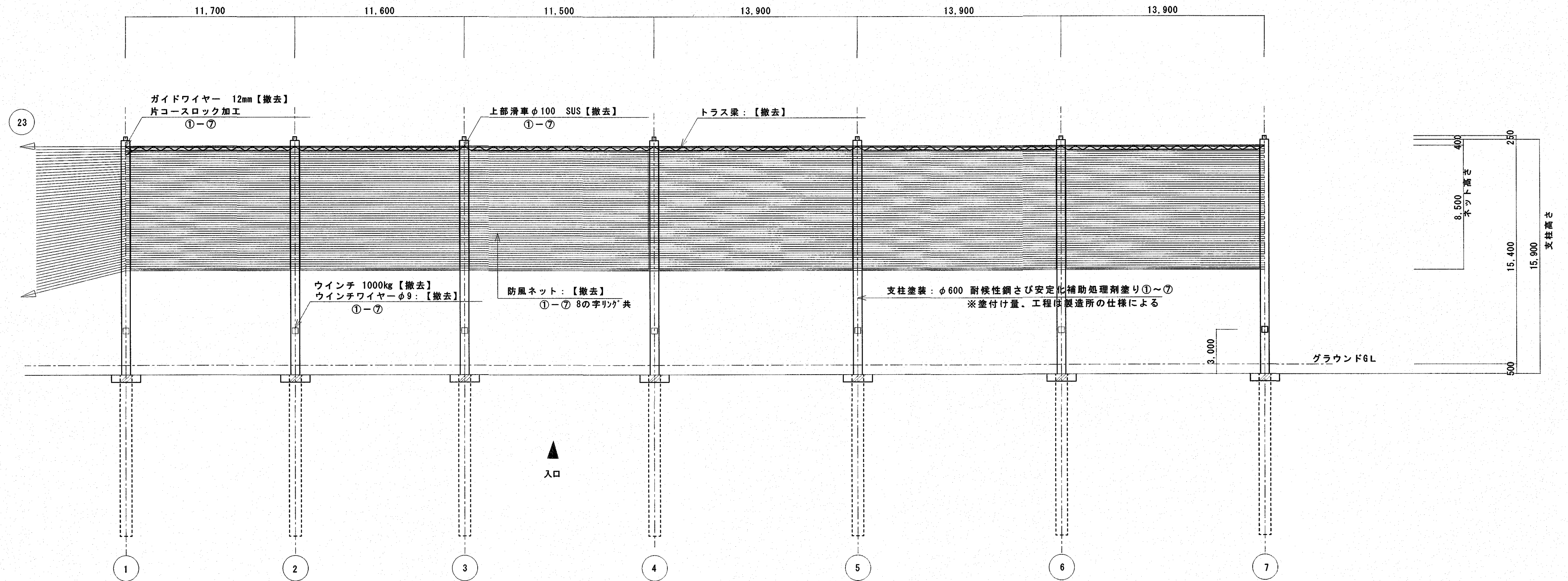
- … ⑮～㉓を施工する際は、バリアード・単管パイプを設置し、一般車両の侵入防止措置を行うこと。
また、作業終了後は一般車両が通行できるようにすること。
樹木撤去等で場内道路を使用する際は、バリアード・単管パイプを設置し、一般車両の侵入防止措置を行うこと。
また、作業終了後は一般車両が通行できるようにすること。
- … ①～⑦を施工する際は、バリアード・単管パイプを設置し、一般車両の侵入防止措置を行うこと。

▲ …球場内通行車両出入口W=4,800

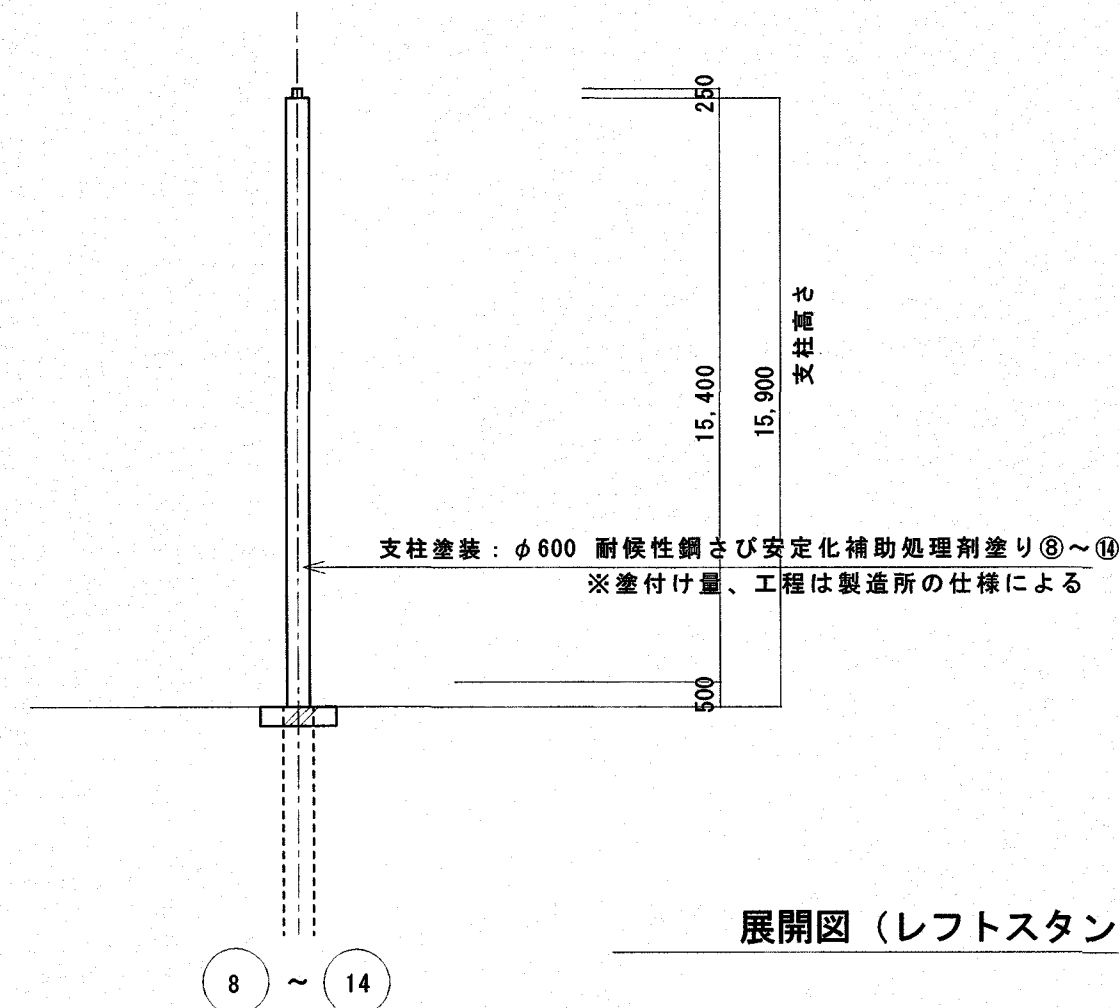
※東部環境センターの場内道路は幅員3m以上確保して足場を設置すること。

※ ⑮～㉓の場内道路と⑧～⑭の場内歩行者通路は、どちらかが使用できるように、施工時期を分けること。

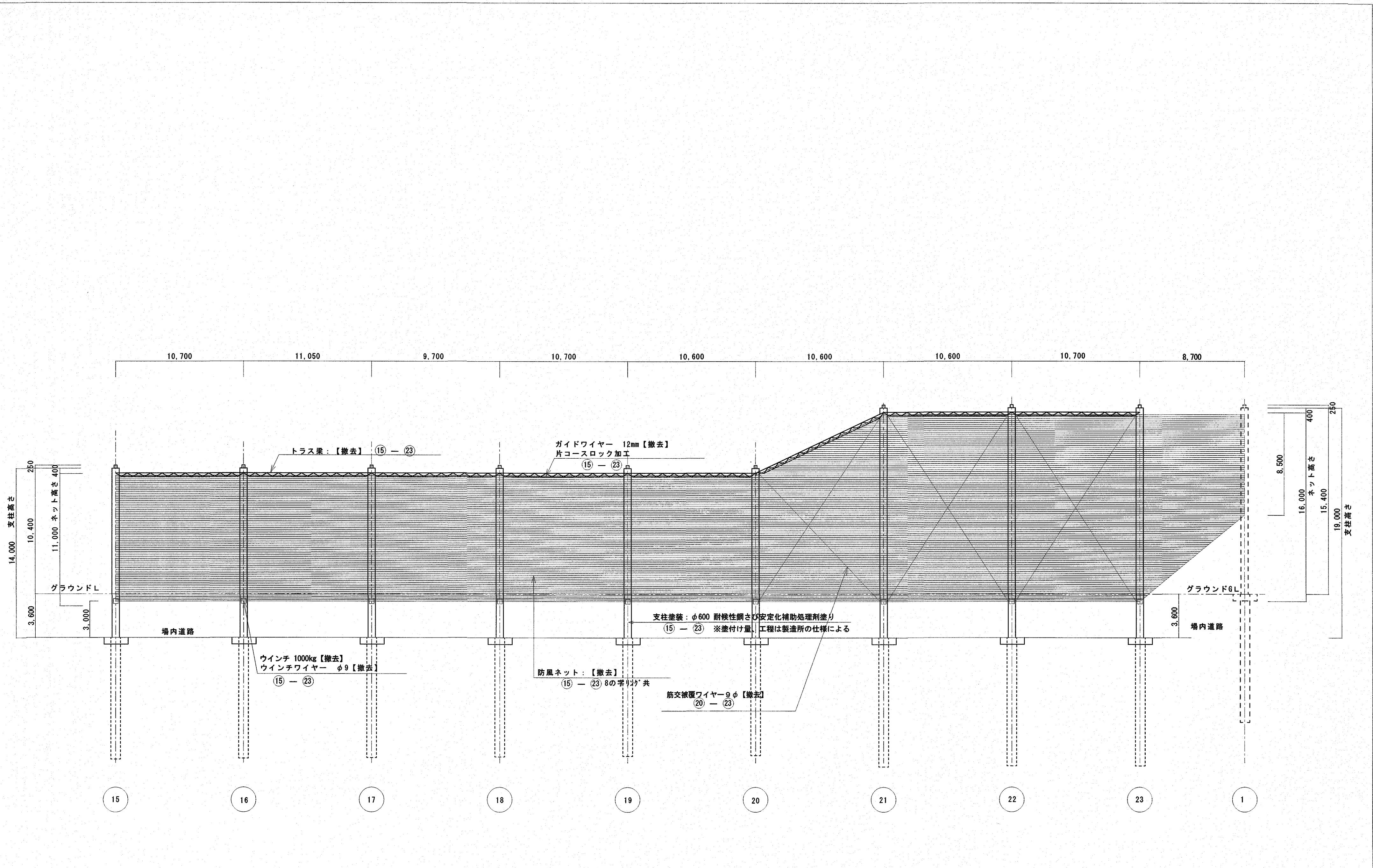
配置図 1/500



展開図（メインスタンドエ区） S=1/200

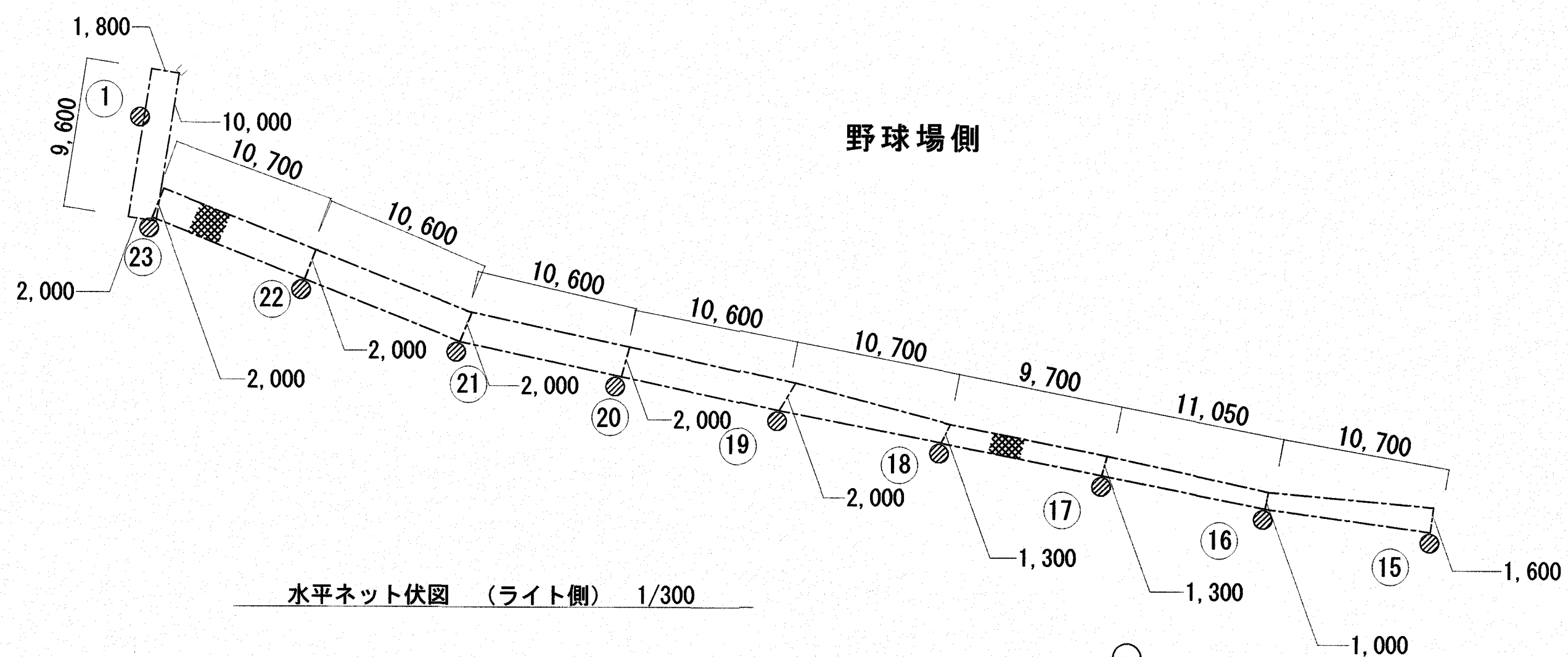
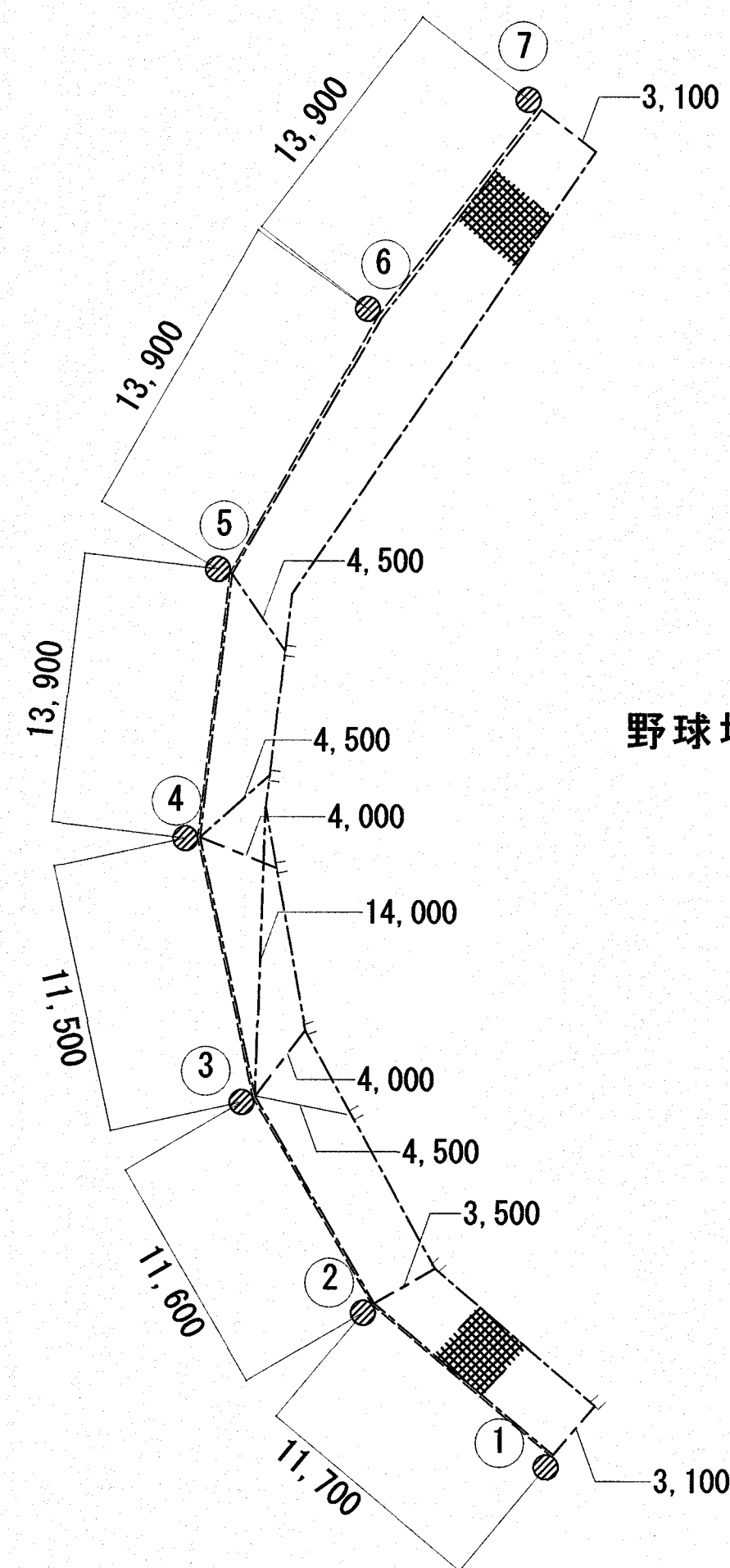


展開図（レフトスタンドエ区） S=1/200



展開図 (ライト側) S=1/200

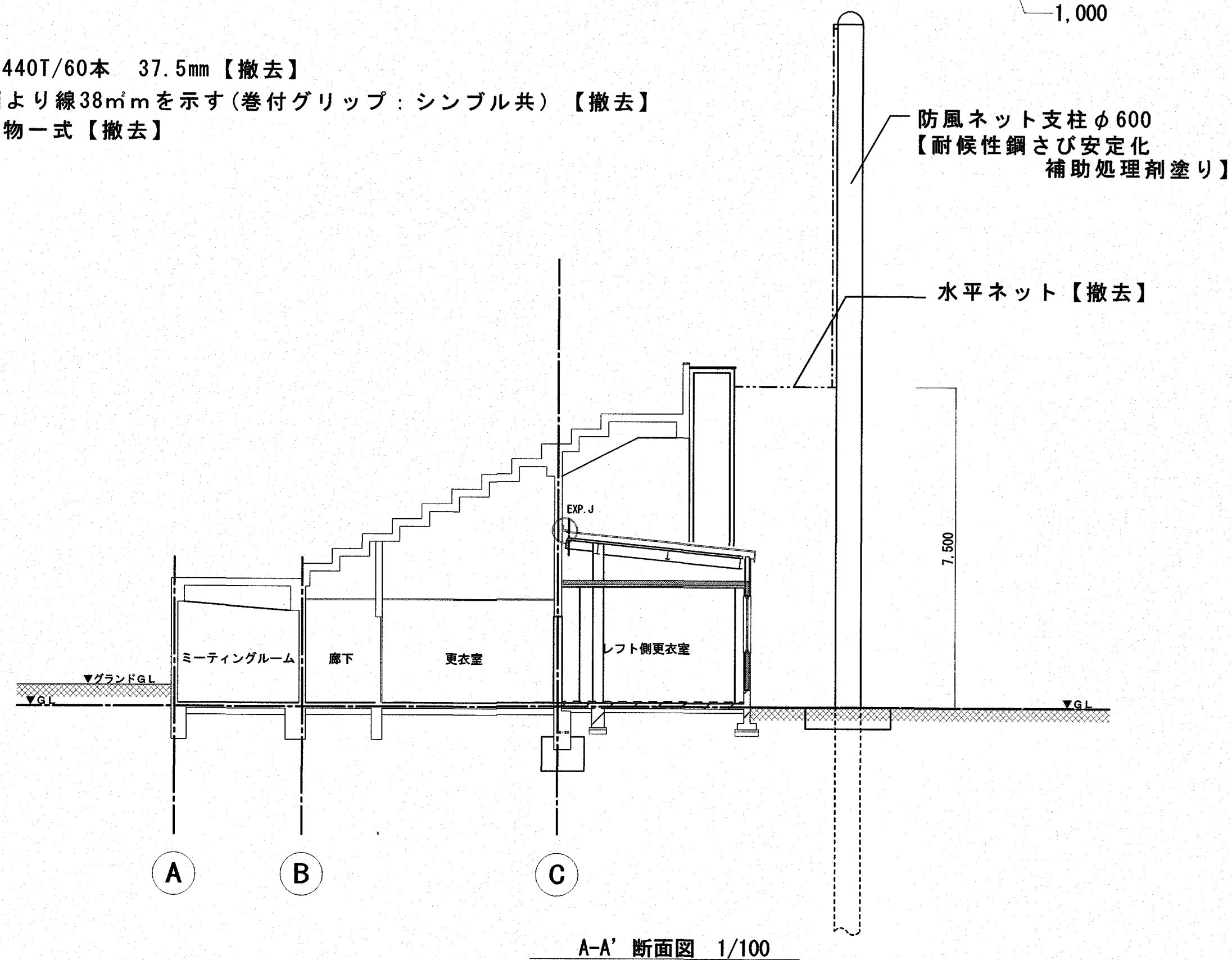
ARTICLE	係 係長 課長補佐 課長				PROJECT	DATE	A L 建築設計事務所株式会社 Architect Laboratory design office Co., Ltd. 高知市介良乙3729番地24 Tel:090-9775-5294/Fax:088-881-1676 一級建築士事務所 高知県知事許可 第1278号 管理建築士 一級建築士(大臣)第327025号 社本 一英	DRAW	PAGE NO.
	係長 課長補佐 課長				SUBJECT	SCALE		A	20
					東部球場防風・防風ネットほか改修工事 東部球場防風ネット (ライト側展開図)	1/200			



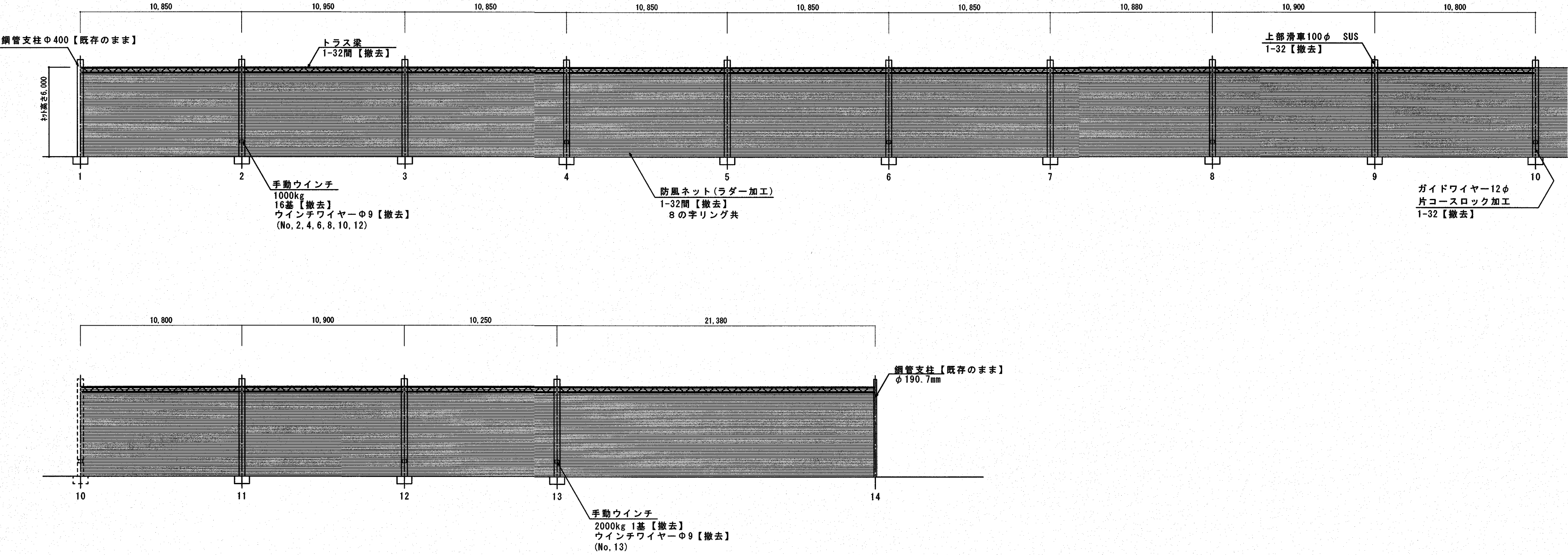
水平ネット 440T/60本 37.5mm 【撤去】

・亜鉛めっき鋼より線38mmを示す(巻付グリップ: シンプル共) 【撤去】

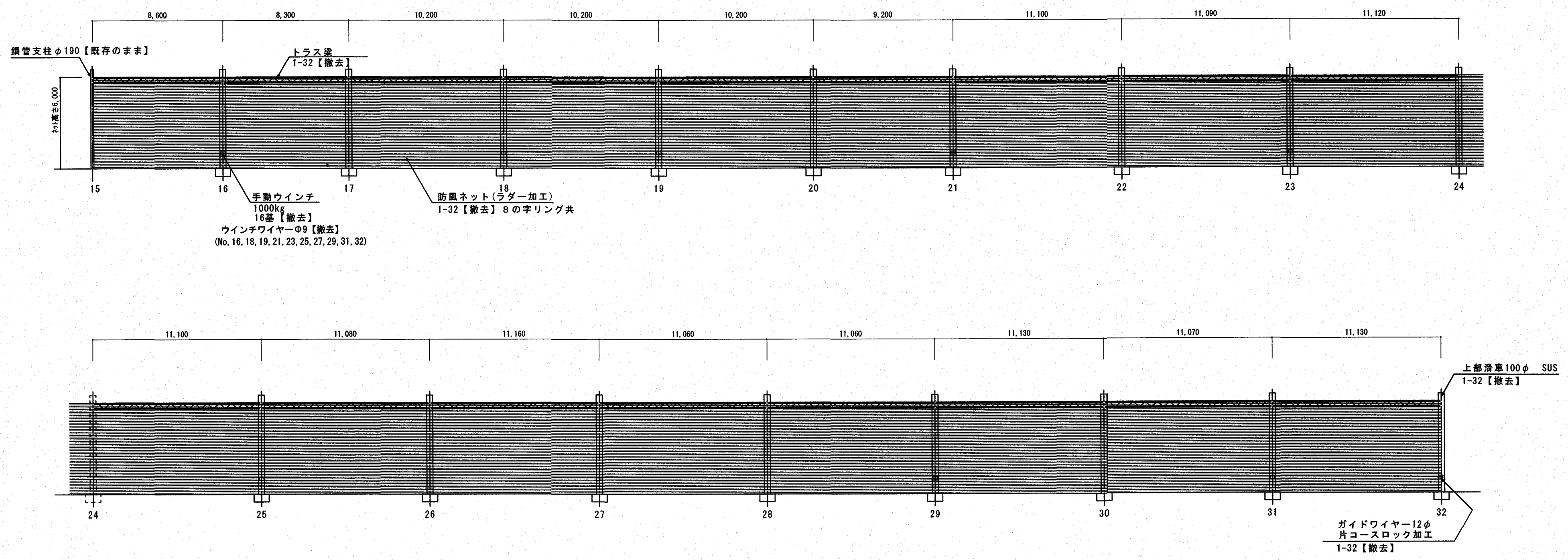
その他付属金物一式【撤去】

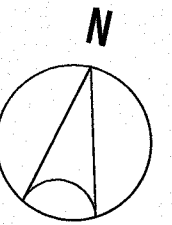


防風ネット展開図(1)
S=1/200



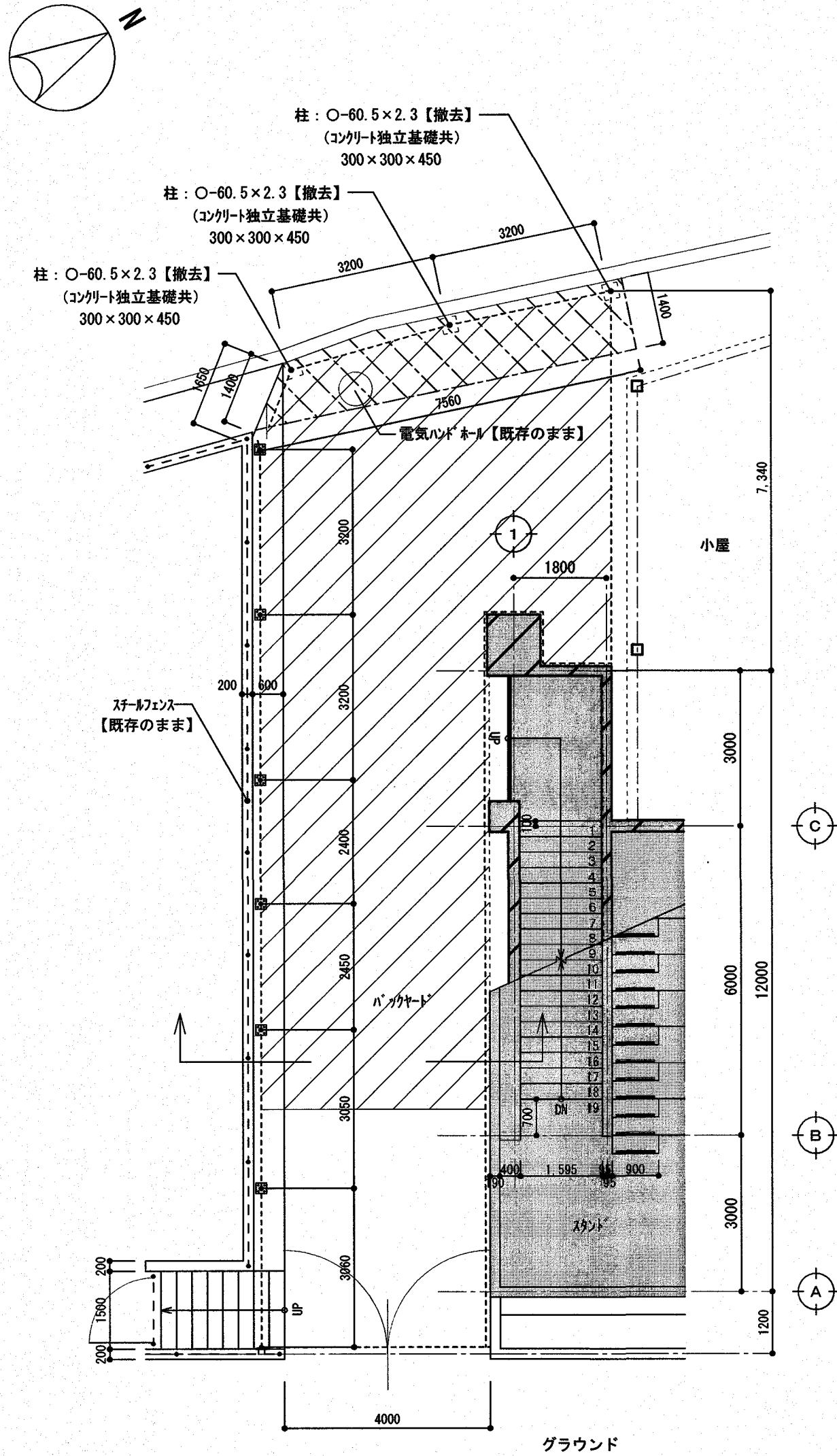
防球ネット展開図(2)
S=1/200





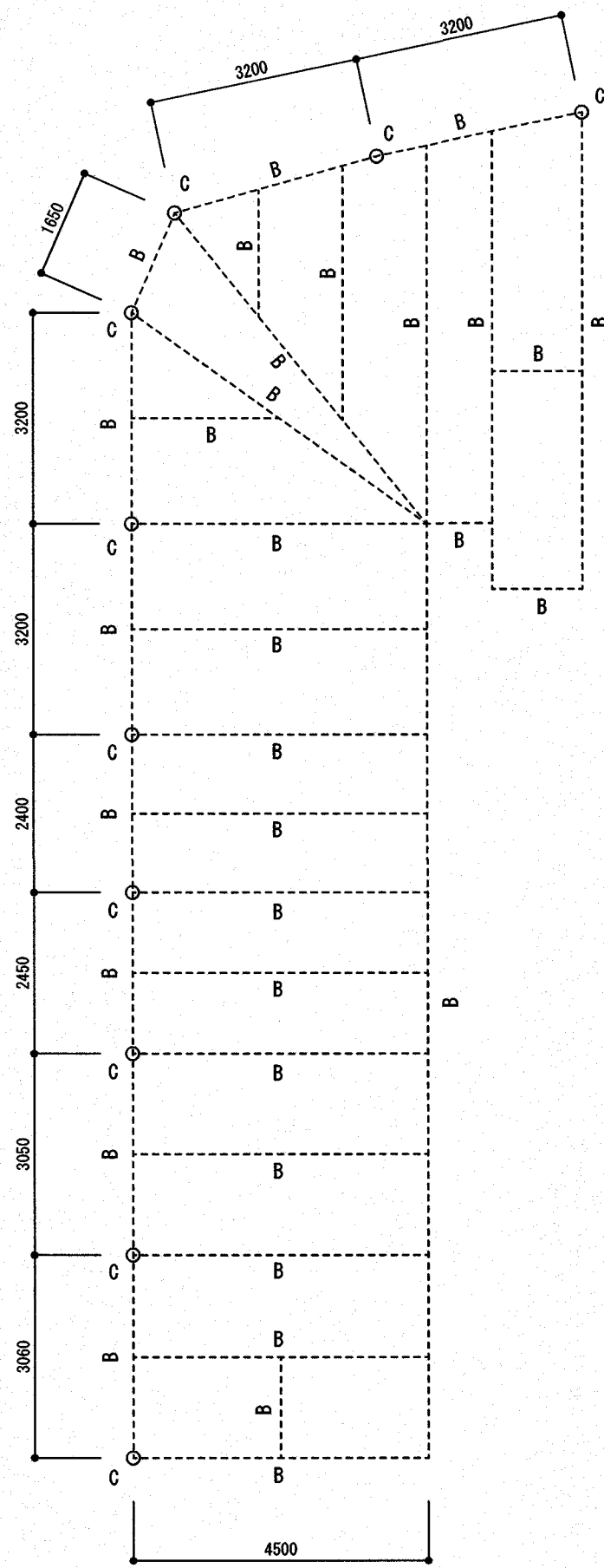
1 階平面図 S=1/200

ARTICLE		係 係長 課長補佐 課長	PROJECT	東部球場防球・防風ネットほか改修工事	DATE		A L 建築設計事務所株式会社 Architect Laboratory design office Co., Ltd. 高知市介良乙3729番地24 Tel: 090-9775-5294/Fax: 098-881-1676 一級建築士事務所 高知県知事許可 第1278号 管理建築士 一級建築士(大臣) 第327025号 社本 一英	DRAW	PAGE NO.
			SUBJECT	東部球場スタンド棟 1 階平面図	SCALE	1/200			
									A — 25



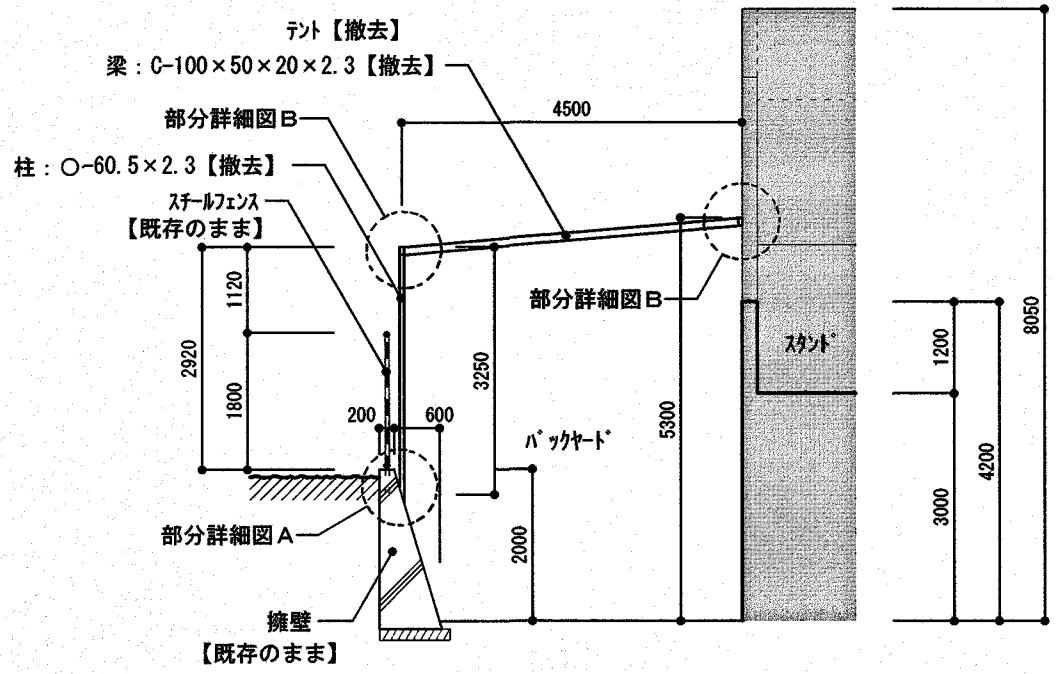
バックヤード屋根伏図 S=1/100

：テント葺き【撤去】範囲を示す
：カッター切りの上、アスファルト舗装【撤去】
アスファルト舗装：厚さ5cm 【新設】

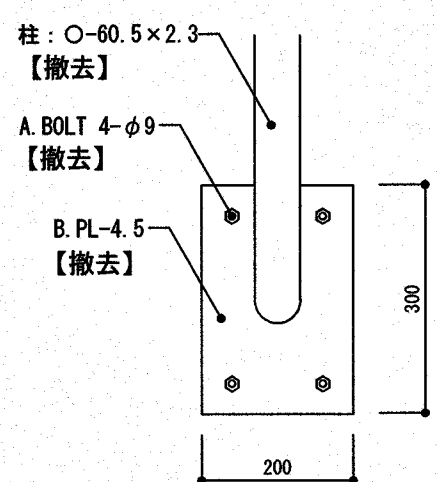


バックヤードテント下地伏図 S=1/100

柱・梁リスト	
C	○-60.5×2.3
B	C-100×50×20×2.3



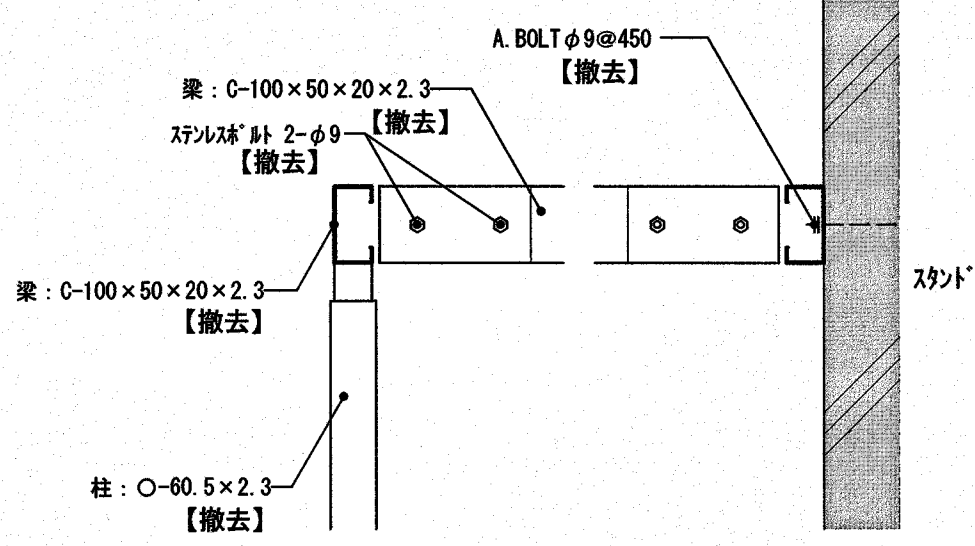
バックヤード断面図 S=1/100



(柱-擁壁取付部)

部分詳細図A S=1/10

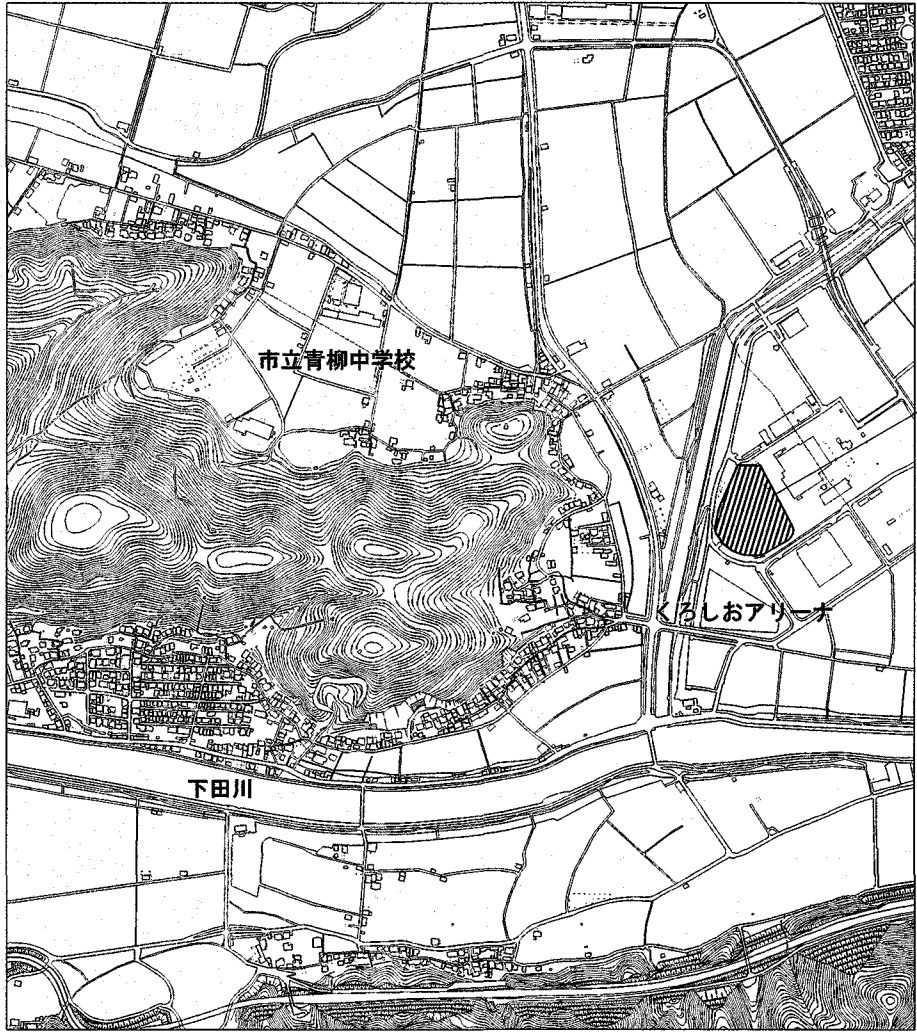
※鉄筋はコンクリート表面にて切断し、防錆処理の上、塗装すること。



(柱-梁取付部)

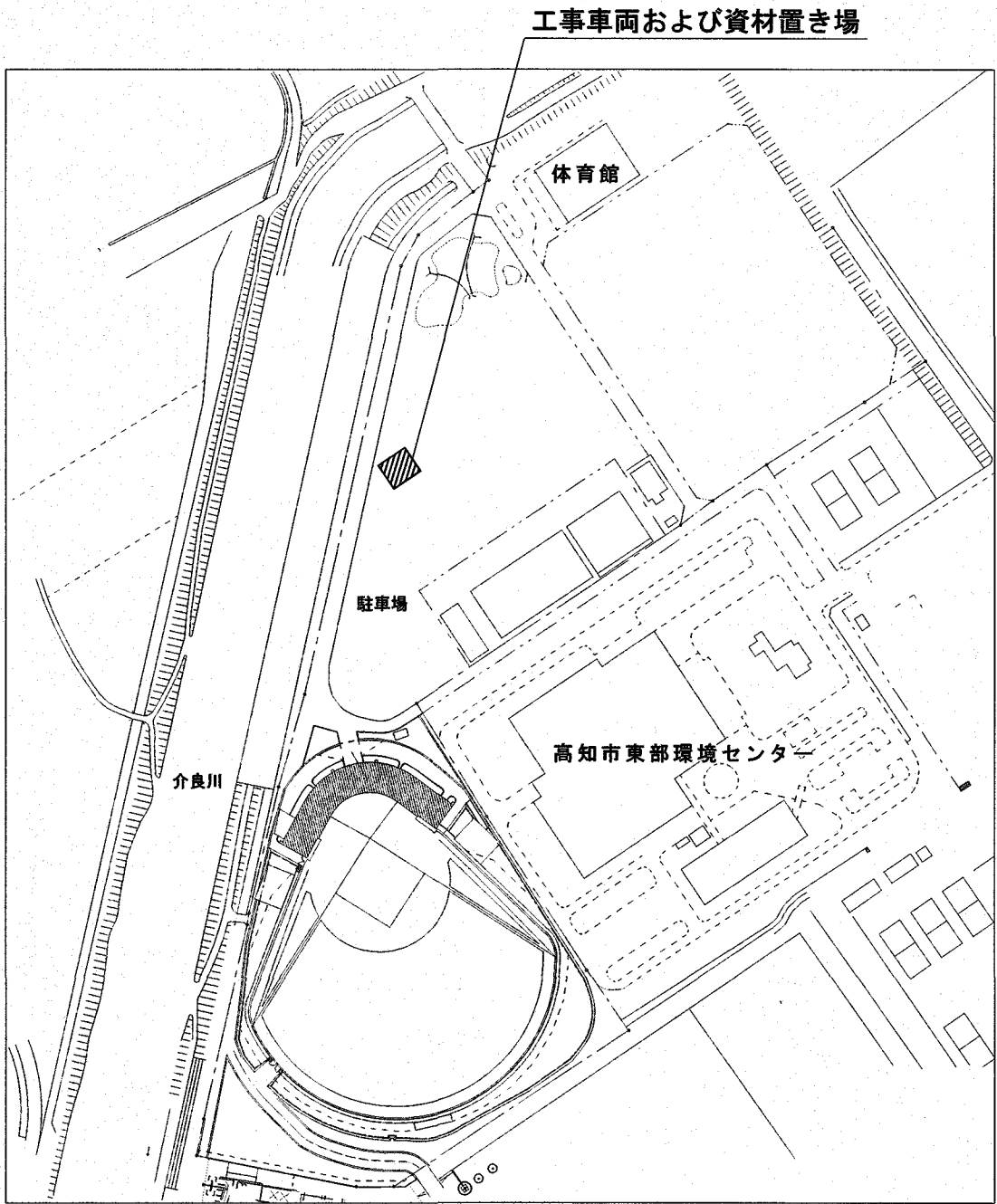
(梁-スタンド壁取付部)

部分詳細図B S=1/10



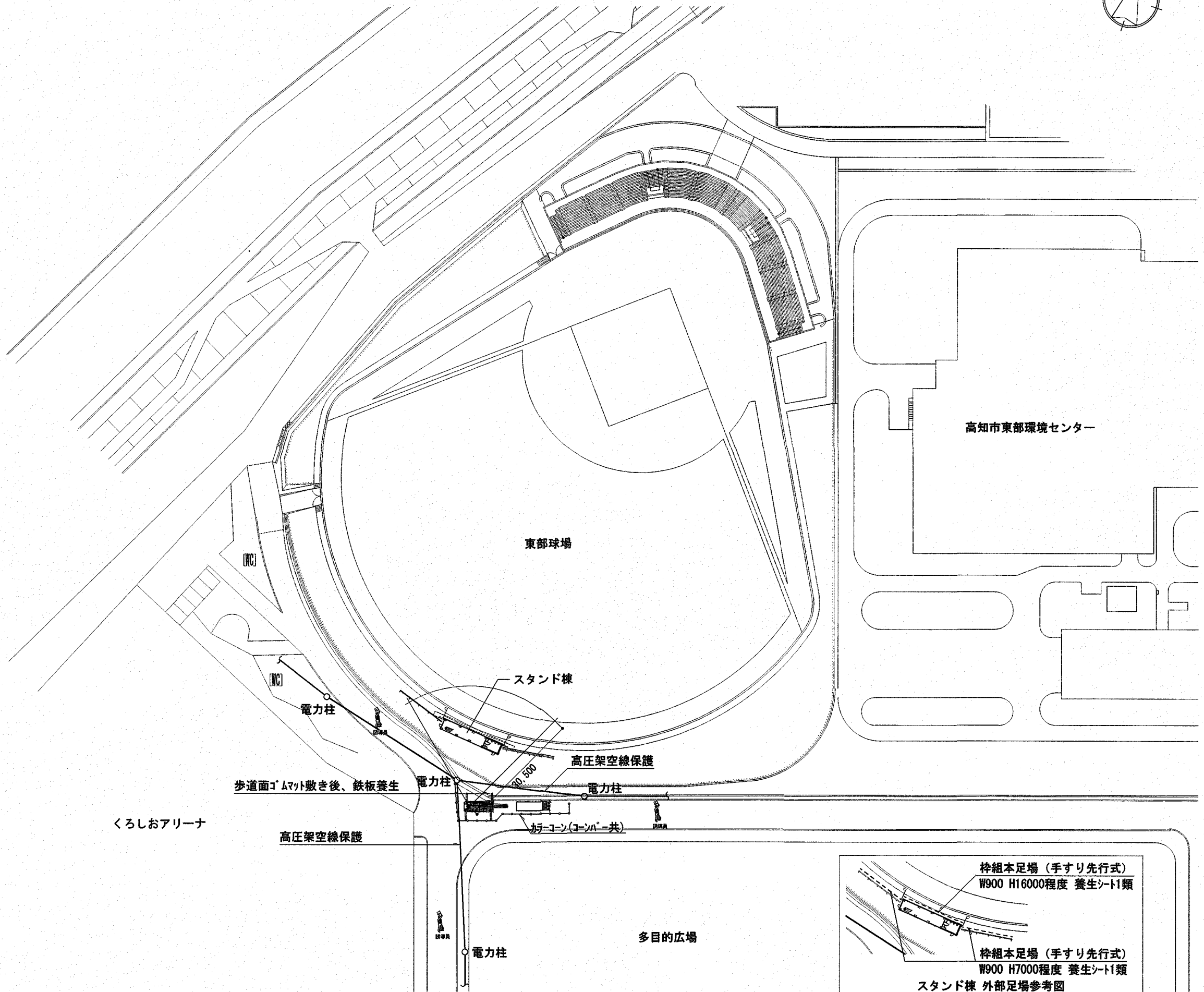
工事場所：東部球場
高知市介良丙1000番地 1

付近見取図



工事車両および資材置き場

全体平面図



高知市東部環境センター

東部球場

スタンド棟

電力柱

歩道面ゴミマット敷き後、鉄板養生

電力柱

高圧架空線保護

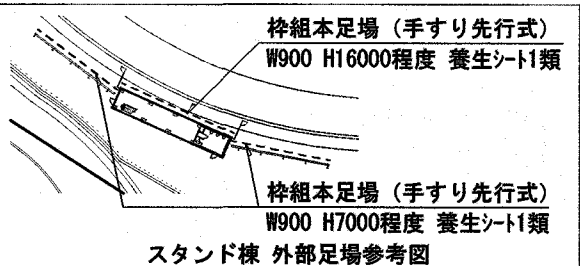
電力柱

カーブコーン(コンパネ共)

高圧架空線保護

くろしおアリーナ

多目的広場



仮設計画図 S=1/1000

【参考図】

工 事 概 要

□電気設備工事

- ・既設スコアボード向けへの幹線及び通信線、スコアボード関連機器への配線撤去、新設
- ・受変電設備の増設（キュービクル1面、変圧器3φ3W 75KVA）
- ・磁気反転式スコアボード及びサブスコアボード、操作卓等の関連機器全ての撤去
- ・LED式スコアボード及びサブスコアボード、操作卓等の新設
- ・スタンド棟にLED式スコアボードの設置に必要な鋼材の取付
- ・ピッチクロックの導入

□機械設備工事

- ・スタンド棟用の空調機新設

□建築工事

- ・バックスクリーンの再塗装
- ・受変電設備（キュービクル1面）の基礎新設

□実質工期：7ヶ月

工事に係る主な注意事項

- ・作業手順等については施設管理者等と十分協議のうえ決定すること。
- ・工事工程計画作成時にあたっては、施設管理者と十分協議・調整を行う事こと。
- ・停電作業及びクレーン作業については、原則として施設管理者等と事前協議のうえで施設運営に支障のない日に行うこと。
- ・既存設備については事前調査（機能確認、絶縁測定等）を行ったのちに施工にあたること。
- ・施設使用者等の通行導線等を確保すること。
- ・資機材等の搬入出時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両（乗用車も含む）が敷地内を通行する当該工事受注者と日程調整を行ったのちに施工にあたること。
- ・作業時間・内容・大きな騒音又は振動を伴う作業については施設管理者と協議すること。
- ・RC壁、床等のダイヤモンドコア抜き部は事前に簡易鉄筋探索のうえ、施工すること(写真要)。
- ・原則、施設構内は指定場所以外禁煙とする。
- ・東部球場内の施工は、施設利用停止期間中（令和9年3月20日から9月30日）に行うこと。
- ・別途発注予定である東部球場防球・防風ネットほか改修工事（仮称）と施工場所が競合することから、当該工事受注者と日程調整を行ったのちに施工にあたること。



株式会社 みやび設計

MIYABI DESIGNERS OFFICE

高知県高知市土居町5-1 TEL 088-831-1156 FAX 088-831-1158

一級建築士事務所

高知県知事登録 1037

管理建築士/一級建築士登録 355523

祖父江 司

東部球場スコアボード改修工事

project no

date

drawn by

checked by

付近見取図・工事概要・仮設計画図【参考図】

scale no scale

高知市
都市建設部
公共建築課

係

係長

課長補佐

課長

A-27